

平成27年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月16日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	森 治 久	2 番	堀 武
3 番	くまがいさちこ	4 番	西 岡 一 成
5 番	若 園 正 博	6 番	庄 田 昭 人
7 番	広 瀬 武 雄	8 番	松 野 藤四郎
9 番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都市整備部長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環境水道部長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書	記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志			

開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

全員の方がおそろいでございますので、ただいまから始めたいと思います。

本日、傍聴者の皆様方、大変お忙しい中御出席をいただき、厚く御礼申し上げますと同時に、平素、瑞穂市議会並びに行政に対しても大変御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

本日は、一般質問がございますので、一般質問の要項等について、広瀬事務局長から簡単に説明をいたします。

○議会事務局長（広瀬照泰君） それでは、一般質問について若干説明させていただきます。

一般質問とは、議案とは関係なく、議員がその市の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものであります。

また、瑞穂市議会会議規則第62条では、議員は市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができると規定してあります。そのため、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの外郭団体は、瑞穂市から補助金が支出されているとはいえ、あくまで市とは別団体であり、市の一般事務に該当しないため一般質問することはできません。

ただし、支出された補助金が適正に執行されているかどうかについては質問ができます。

また、瑞穂市議会では一問一答方式を採用しておりますので、質問回数の制限はございません。また、発言時間につきましては、答弁を含めて60分というふうに制限されております。執行部におかれましては、この辺を踏まえて答弁していただきますようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） ただいま局長が説明しましたとおり、質問者並びに執行部の皆さん方も、この指示に従って質問並びに答弁をしていただきたいと思います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

○議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

2 番 堀武君の発言を許可いたします。

堀武君。

○2 番（堀 武君） おはようございます。

早朝より傍聴の皆さん、本当にありがとうございます。行政のほうに皆さんのお声を代理と

して質問をさせていただきます。

堀武、通告に従い、都市下水整備計画について、教育理念、教育長の人事について、社会福祉協議会についての4項目にわたって質問をいたします。

まず、最初に都市下水整備計画の今後についてを質問したいと思っております。

私は、議員として、瑞穂市上下水道事業運営審議会の委員として、最終答申に参画してまいりました。その結論は、瑞穂市に必要なのは都市下水の整備の必要性を認め、都市下水道整備と個人浄化槽の兼用使用を柱とする方法を認めることを市長に答申することで、瑞穂市上下水道事業運営審議会はその役目を終えて終了をいたしました。それに基づき、議会では、行政の審議会の答申の説明を認め、下水道推進特別委員会を設立し、処理場の候補地を下畑地域に決め、行政に提言をしてまいりました。行政側も答えが一致するという答弁でありました。議会と行政で、下畑の皆さんに御理解をいただけるような活動をすることを決定してきましたのが現在までの経過であります。

しかし、4年間、この間、下畑の皆さんに、どのように具体的に御理解をいただけてきたことでありましょうか。

下畑の役員さんから聞こえてくる声は、その誠意のなさを指摘される声であります。誠意とは、技術的な説明ではありません。心と心の触れ合いのことです。誠意という言葉の意味の理解なくして、幾ら話をされても理解を得られることはありません。謙虚な気持ちで、誠意を持って、今まで下畑の役員の皆さんにお会いされてきたのでしょうか。

最初から賛成される地元の方は誰もいません。当たり前のことです。すぐ隣の北方町も、処理場に関しては反対同盟まででき、反対運動は大規模なものであったと聞き及んでおります。でも、最終的には理解をいただき、北方町を網羅する下水道整備が完成しております。

4月21日、都市計画決定はされましたが、都市下水道整備にとって最も重要な処理場について言えば、候補地、下畑の皆さんに対しては理解していただくための入り口にさえ到達していないのが現実ではありませんか。

棚橋市長になってから、下畑のある役員さんの言われるには、市長とも数回会われている、担当者とも数回会われている、これもこちらからのアクションであり、行政側は積極的に誠意を持って接してきた行動ではないとも言われております。ただ、単なる雑談であったとも言われております。担当部局も、処理場の決定なくしては前に進めないと言っております。これでは、第1計画を決めても前に進めないのが現状ではないでしょうか。

私は議員として、都市下水道整備の推進の立場から下畑の皆さんに対して、行政当局に誠意ある対応を求めてきました。くどいようですが、誠意あるお願いとは、技術的な説明ではありません。具体的に技術的なことは、皆さんすごく勉強をされております。ですから、私はこれに関して言えば、やはり心と心の問題であると思っております。本当に心の通ったお願いをさ

れてきたのでしょうか。今のままでは、供用開始まで最低10年、またはそれ以上かかるように思われます。

以上のような観点から、市長は下畑の自治会の皆さんと数回にわたってお話をされたと聞き及んでいますが、その内容について、ここで報告をしていただけるのか。また、議会議員に対して報告をしてもらえるのか御答弁を願ひまして、あと以下、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 環境水道部長 相浦要君。

○環境水道部長（相浦 要君） 皆さん、おはようございます。

ただいま堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

下水処理場候補地の自治会との協議に関しましては、市長就任後、数回にわたって自治会役員の方々との面談を行い、自治会の御意見をお伺いしているところでございます。

この内容につきましては、現在も協議が進行しているところでございますので、改めて御報告させていただくことといたします。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） おはようございます。

堀議員さんの御質問にお答えいたします。

下畑の地区でございますね、今まで数回行ってまいりました。一番最初は、率直なところ、先ほどおっしゃられたとおり、一番最初は向こうの自治会長さんから声がかかってまいりました。それから以降は、お互いが話し合いながら伺っております。

それで、1つだけはっきり申し上げておきたいのは、決して雑談ではございません。恐らく先方の自治会長さんにもお聞きください。中身は決して雑談とかそういったことはありません。しっかり中身ははっきりしたものでありますし、過去の経緯、そして今現在、そして過去にはどんな約束があったのか、どんな書類があったのか、そういったことも全て賜ってまいりましたし、それと同時に、ここまでのお話し合いは全て自治会の会長さん、書きとどめておられます。よろしければ、会長さんからそちらを見せていただければ、お互い双方了解の上で書きとどめていただいておりますので、ごらんになっていただけるといいのではないかなと思います。

それとあと1つ、下水の推進委員会のほうの若園委員長さんとも、率直なことを言って、じっくり話し合ったことはまだございません。お互いがまだ話し合うまでのことになっていない部分も一部ありますので。

ただし、財政についてはしっかり考えてくださいよということで、逆に委員長のほうからアドバイスは頂戴しております。以上のようなことで回答させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2 番（堀 武君） 今、市長のお話にあるように、役員さんとの対談というんですか、お話し合いをされて、その内容に関しては、下畑の役員さんのほうからも聞いていただければというようなお話でしたけれども、やはり市長のほうから議会なり議員なりに、その経過報告というのをしていただくことが、やはり議会の議員も共通な認識を持って対処というんですか、お話もまた下畑の皆さんともできると思うものですから、これに関しては部長は報告をされるのかされないのかちょっとわからないような話だったですけれども、市長にお願いしたいのは、市長が下畑の役員さんとお会いになったことの市長側のお話と、そしてもう1つは、下畑の役員さん側のお話を両方出していただければ、私自身というよりも、議会議員もそれを望んでおると思うものですから、ぜひその辺の配慮をよろしくお願いしたいと思います。答弁はよろしいですから、ぜひお願いします。

次に、私は6月議会で本田団地の下水処理の現状を訴え、当局はどういう理解をしているかと問いかけてまいりました。担当当局は、本田団地のためにやるのではない、緊急性はわかる、だからこそ第1計画に組み入れていると。まさに役人的な発想の答弁で、困っているからやってやる、この役人根性の答えが全てを僕は物語っていると思う。だから、こういうような物の考えで下畑の役員の皆さんに接していれば、決して前向きなことはできないと思っております。

本田団地の皆さんの、ここに瑞穂市、穂積町ができてから45年の穂積町時代、瑞穂市になってから、その貢献度をどのように理解されているのでしょうか。教育現場でも、商店街の活性にも、市の財政にも貢献してきました。私も最初の28歳のときに来ました。固定資産税、所得税、それから教育、子供たちが本田小学校、ほとんど本田団地の子じゃないかというぐらいだし、自主的に来ていた事実というのは紛れもないことなものですから、よく理解していただきたいと思っております。

本田団地は、将来、穂積町で下水道整備がなされると、そのとき接続できるから、その方向性があるから本田団地で自主運営をしてまいったのであります。行政当局が恩着せがましく、本田団地の処理場は、本来はただ個人槽が集まった集合体というだけだという、だから困っているからやってやる、そのおごりの精神が全てを物語っていると思います。なぜかという、そういうようなことを言う市民がおるとか、いろいろなことを行政当局が私に話しておるわけです。

違うじゃないですか。現状を市民として下水道整備の早期実現を行政に訴え、求めることが地域エゴでしょうか。1,300人の住民が何とかこの危機的状況の打開をお願いしているのです。それが地域エゴというならば、まさしくそれは行政のおごりだと僕は思います。市民の方も、恐らく本田団地のこの窮状、困っていることに対して地域エゴというようなことは恐らく誰も

言われたいと思います。それを誰かが言っておるようなことを行政当局が私に言っているのよ、こういうことを。単独槽の集まりだとね、個人的にやればいいじゃないかということを行っているようなことを。

いいですか、市長、よく聞いておいてくださいよ。

現在、処理場整備がされている3地域の皆さんがこのような緊急性を訴えて、それに基づいて下水道処理場をつくったわけでしょうか、違うでしょう。決して3地域の皆さんを非難しているのじゃないですよ。接続人口で見れば、例えば、例で挙げるだけです、計画処理人口700人の呂久地域ではいかがでしょうか。本田団地のように本当に困っていたんですか。行政も二言目には優先順位を言われますが、行政当局の目線での優先順位は、市民の立場に何にも立っておりません。現在の本田団地の下水処理施設の緊急性はもちろんですが、高齢化、副市長も言われます、45%の高齢化率というのは瑞穂市で一番だと。

けれども、皆さんまとまって頑張っておるのも現実です。それも認められているでしょう。だから、そのような観点から、市長は本田団地には下水も見に行かれましたね。だから、今の緊急性に関して、市長はどのように御理解しているのかちょっと答弁願います。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 本田団地の下水道浄化槽の状況につきましては、6月に現地のほうの確認をさせていただき、本田団地の役員の方からも御要望をお聞きし、十分に理解をさせていただいておるつもりであります。早期の対応も必要であると認識をさせていただいております。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 市長、簡単でいいですから答弁願います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 議員さんのおっしゃられました地域エゴとか、そういった言葉は私ども行政の側から発したことはまずないと思います。

私も、現地へ伺ったりとか、それからまた単独で私自身も見に行ったこともありますし、それからこちらのほうへお越しいただいて、それからまた夏祭りにも伺ったことがあります、ただの一度も地域エゴとか、そういった言葉を発したことは一つもございません。これははっきり私自信を持って発言させていただきます。そのような心づもりは一切ありませんし、やはりあれだけ一生懸命自治会の方々が当番を決めてやっておられると。それも、自治会の中で管理しておられる。私は率直なことを申し上げまして、感謝はしております、はっきり申しまして。決してそんな地域エゴでどうのこうのと私は思ったこともございません。心の底から、本当にありがとうございますという気持ちは忘れたことはありませんので、これだけは御理解く

ださい。お願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 私は、地域エゴという言葉を使ったとは言っていないんですけれども、やはりそのようにとれるような発言があるということを言っているんです。撤回しておきます。

では、今現状の別府コミュニティプラントの接続率及び維持管理をどのように考えているのか、ちょっとこれに御答弁を願えたらと思っております。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 現在、別府地区のコミュニティプラントの接続率につきましては、人口の比率であります水洗化率で申し上げますと、平成27年3月末で50.7%となっております。

維持管理については、流入水量に合わせ適正な管理を行いながら、維持管理マニュアルに沿った予防修繕を行い、良好な維持管理に努めているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） しかし、私は、その辺のことは頭に置いて少し質問をしたいと思っております。

最初に、決して別府住民の皆さんのことを非難するような質問でないことだけを、前もってお断りをしておきます。

市長は、別府コミュニティプラントの加入率の約50%は、今言ったように御存じですね。そして、最低限度維持管理に必要なのは80%の加入率が必要ということも御存じですね。現状で、推定、別府地域だけで達成するめどはどのように考えておられるのか。

では、具体的に担当者は、下畑の役員の方が本田団地の窮状を救うために別府コミュニティプラントへの接続の可能性を問うたところ、市費でやるのならば物理的には可能であると答えられたと聞き及んでおります。これは、下畑の役員の方から直接私もお聞きしていることです。ならば、その辺のことをどのように理解されるのか。

また配管工事は、本田団地も含め把握できていると聞き及んでいますが、その辺は御存じですか。ならば、別府コミュニティプラントへの接続に関して、接続範囲の変更さえあれば、これは変更できるんですからね。ことし、区域に指定されているもんですからね、接続ができる。それならば、管工事に関して、市長はどのようにその辺のことを理解されているか。行政はいいですから、市長が答弁してください、二重になるだけのことですから。

○議長（小川勝範君） 棚橋市長。

○市長（棚橋敏明君） 別府のコミプラ、こちらのほうも、実質的なところ、何回も何回も見に

行きまして、現実的にどのように操作されているのか。それで、建設後ある程度年月もたってまいりましたので、今どんな状態か。

それともうあと1つ、別府コンプラをここに接続する場合の法律的問題、それと同時に都市計画の部分、これも今、精査しております。いろんなことが出てきまして、しっかりとした精査をするのに、あと1週間から10日は要していると思っております。その部分は御理解ください。必ずそのことは、そのことなりに考えておりますので。

ただ、これは都市計画法のことも絡んできますし、それと同時にエリアの問題も絡んできます。さまざまな問題がまだまだございます。全くそれは確かに堀議員さんがおっしゃられたように全く不可能ではないとは思いますが、かなりハードルの部分もあるということは御理解くださいませ、よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） ただいまの御質問ですけれども、法的なことから申し上げますと、現段階では1次認可の調査を行っておるところでございまして、別府コミュニティプラントは依然公共下水道の暫定施設であり、事業の目的から計画区域以外の接続は不可能な状況であります。

しかし、本年4月にコミュニティプラント区域を含め、都市計画に公共下水道を定めたことから、コミュニティプラント区域に関し公共下水道の事業認可が行われれば、その可能性はあります。

また、接続するためには、アクアパーク別府水処理センターの機能や現在の環境能力が公共下水道の基準に適合した施設であるかの検証や調査を行う必要があります、現時点では、先ほど述べました最も効率的であります1次認可区域の調査に取り組んでまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 一般質問通告書の⑤で質問しているんですけれども、市費ならば可能と担当部長は言っていると、下畑の役員の方は断言されているというのは事実ですね。答弁をこれは求めません。恐らく事実だと思いますから。

市費のみだと言いますが、国の補助金をコミュニティプラントでは2分の1、都市下水道整備では国の補助金は3分の2ですから、全額は市費であるということの認識は誤っていると思います。わかりますか、そうでしょう。その残りは、公共施設でも市は負担しなきゃならないことですよ。

だから、言葉でよく言われるように、市費で負担することとの矛盾点をよく言われるけれども、それは全額市費という判断は違っていると、それだけは認識をしておいてください。

例えば、例を挙げますけど、もし、本田団地が仮にしたならば、いいですか、470軒、15万

円ですから7,050万円。年間使用料を470掛ける7,500円掛ける6でやると、1年間に2,115万円が使用料として入ってくるという計算ができます。だから、可能性がないと言われますけれども、そういうことは行政が努力をして、そうでしょう。努力をして、それでもできないというならば話はわかるけど、いつでも同じこういうことを言うんです、行政はできませんできません、何があるからできません。そうではなくて、できないことをいかにしたらやれるかという知恵を絞るのが行政でしょう。だから、最初からそうでなくして、できることを前提に物事を考えてやる、そういう努力を行政はしていない。答弁の中で、いろいろなことで僕が質問していることで。

昔は、少し違いましたよ。そのときは、できないことじゃなくて努力をする。市長も知っているでしょう、エレベーターなんか典型的な例でしょう。あれは最初、できないと言っていたのよ。いろいろ調べたらできるということで、あれはできたんですから。そのように、可能性を求めてやる、その努力をしていただきたい。だから、そのようなことをするのが必要だと思っております。だから、これも答弁なく質問だけにしておきます。

この提案は、本田団地の窮状を理解し、その救済を図るのが市政の役目ではないでしょうか。心ある市民の皆さん、別府の皆さんも理解されることと思っております。最終的には議会に判断を求めればいいのではないのでしょうか。市長の御決断こそ、今求められておるものであります。このような理解をいただいた上、私の質問に具体的に答えてください。

本田団地の窮状を救うための別府コミュニティプラントへの加入は可能なのか。今言ったようなことで、努力をしてみるとか、何が障害になるとか、いろんなことをするべきではないでしょうか。

第1次計画で、じゃあ、いつ可能性がある。市長がまだこれから検討いろいろしなきゃならんという。10年、15年たつと、私は71で11月で72になります。10年から八十何ぼ、もう最初の二十何歳が80過ぎるんですよ。そのとき、そんなエネルギーがありますか。若い人に、今入っている二世の方、新しく入った人にすごく負担をかけるということになってきますし、そのような状況を打破するだけのことをやっていただくのならばいいですけども、そのようなことがないのならば、早急に別府コミュニティプラントに関しても可能性を求めていくべきじゃないですか。行政はいいです、市長の御答弁だけいただいて、この質問を終わりたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、現在の公共下水道計画は未整備地域全体の効率性を考えた計画であり、今はその計画の実現に向け取り組んでいくところでございます。結果的に、市全体のためになるものであると考えております。

また、現在調査中の第1次事業認可区域の委託成果内容を見て、総合計画との整合性、財政

シミュレーションの見直しを行い、方向性を決めていきたいと考えています。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども申しましたとおり、別府のコミプラ、やはりこれは一番本当に確かに手短で確実かもしれませんが、ただし、さまざまな法的なハードル、これが明らかにございます。これを一つ一つ整理しながら、やれるものなのかどうなのか検討していきたい。

それと同時に、全体としての下水道計画、これにつきましては、昨日、西岡議員さんからの御質問にもございましたとおり、私ども、今3カ所で財政計画、シミュレーションしております。行政改革のほう、それと企画財政課、そして本来の下水のコンサルタントのほうと、この3カ所で今現在シミュレーションしております。それによって、果たしてどんな数字が出てくるのか。このことにつきましては、下水道推進特別委員長の若園委員長さんからもどんなぐあい教えてくれよということは言われております。

やはり、財政というのは非常に大切な根幹になると思いますし、それと同時に昨日も申しましたとおり、私たちの子供、そして孫、そしてこれから人口が明らかに少なくなる。その中にあって、一部では非常に多額なお金がかかるんじゃないかという御指摘をいただいている市民活動家の方もおられますが、果たしてどんな数字なのか、しっかりと私たちも認識したいと思っております。その上で、本当にどのように進めていったらいいのか、やはり、例えば、今すぐにできるものなのか、果たしてこれだけかけたほうがいいのか、やはりそういったことまでじっくり考えて、孫、そして子供、そしてこの少子・高齢化、2025年問題、このこと全て鑑みたくて考えていきたいと思っておりますので、昨日も申しましたとおり、3つの財政計画が出てきますまで、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。その辺、よろしく願いいたします。

〔2 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2 番（堀 武君） そういう市長の話はよく聞いています。

ただ、担当部局から下畑の皆さんに対する、じゃあ、どのような形で、どのような具体策で、何も出てこない以上、前に進めないと言っておるんですよ。そのようなことで何が進めるの、そうでしょう。だから、絵に描いた餅のような話をしているのではなくして、具体的に本田団地はあれですよ、別府校区、コミプラに入れていただくことが不可能なら、極端なことを言うなら、暫定的にいつまでたってもできないのなら、本田団地を含めた本田地域のコミプラ方式、暫定方式、あれは暫定方式でなくて、都市計画も別府、どちらかにするかというあれは答申によってなっているだけよ、あれを見ると。だから、やる方法というのは幾らでもあるんですよ。

だから、そういうようなことを含めてやるのか、一番肝心の処理場の問題が何も解決していない。幾ら言っても、それをどのように解決するというのがなければ、それは絵に描いた餅

になります。よろしく検討してください。

次、私は教育長に、これは前々から言っていることですが、教育長は私の質問に対して、日本国憲法は私たちが生まれながらに持つ、自由で平等な権利をどう守るかを定めたものですから、教育長は私の今までの質問に対して、理念と言っております。教育長は、憲法で保障されている表現の自由をどう思うのか、今まで私の一般質問に対して、憲法は理念だとの答弁をされております。私の日本国憲法の理念という解釈であるならば、集団的自衛権の行使はどうか。憲法違反の疑いがあるとか、憲法違反だとかいうようなことで、歴代の内閣はどのような行使をしないというようなことを言っているのでありますけれども、国の根幹をなす憲法であるという思いが私はしているのであります。教育長の憲法は理念という答弁はされている、その理念とは何か。その内容、中身、どのようなのが理念なのか、ちょっと教えてください。

○議長（小川勝範君） 先ほどの下水の答弁はよろしいですね。

○2番（堀 武君） はい。

○議長（小川勝範君） 教育長 横山博信君。

○教育長（横山博信君） 通告を受けた質問が、日本国憲法をどう理解しているかという質問でございました。そこで、私は、これまで表現の自由ということで繰り返し質問を受けてきておりますので、そこで答弁をした内容はございますが、日本国憲法の理解ということで答弁をさせていただきます。

日本国憲法は最高法規であり、一切の法令はこれに違反することはできません。教育も例外ではなく、国民一人一人が最大限に尊重されることを目的とする日本国憲法を尊重し、実践されています。教育基本法にも、この憲法の本質にのっとりとし、教育の目的を人格の形成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成と規定し、私たち教師はこれを目的として日々努力しているところでございます。

また、私は公務員でございますので、私は大学を卒業してからの教員になったときから、それぞれの勤務地でサービスの宣誓を行っております。その宣誓書の前段は、私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することをかたく誓いますといった形でずうっと教員生活をしてきております。毎年毎年そのサービスの宣誓の場には立ち会い、それを繰り返し自覚して強く抱いているところでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） またこれも再度質問しなきゃなんということですけど、当時の奥田副市長が、教育の政治に対しての中立性から、今回の市長選での来賓の皆様の接待役に教育長は招集をしていなかった。しかし、なぜか教育長はいたと。

また、棚橋候補の当選祝いの会場にもいるという教育長自身のこの行動は、教育長としての教育の政治に対する中立性からいかなものかと思っており、また、堀市長から辞職を求められたとの質問に対して教育長は否定をされておりますが、それは本当にそうなのか。私が聞いている範囲では、当時の副市長からも、携帯電話で再三にわたり辞表の提出を求められたと。教育長はわかりましたと答弁をしたと聞いております。神聖な議会において、このような事実はないと答弁しておりますが、それは本当なのですか、もう一度再確認のために質問をさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 幾つかの指摘がございましたが、[※]市長から辞職を依頼されて、それでまた再三、今携帯電話でとかいう具体的な話もありましたが、一切ありません。それは、前回の議会中にも答弁をさせていただいたとおりでございます。

そこで、私といたしましては、少し考えを述べさせていただきますが、市長がその職を解かれたときに、市の副市長とか教育長と一緒にやめるということは、市の安定性、継続性を考えたときに正しくないと私は思っております。

また、当選の場に、当選の折に事務所に駆けつけたという話について誤解が生じておるようですが、私は教育長になってから、市議会議員選挙、県議会議員選挙、市長選挙、当選の祝いにこれまでずっと顔を出しております。これは政治的に政治活動とか、そういった内容ではございません。最初、市議会議員選挙の当選者に挨拶に行く折にも、市長、副市長から声をかけられて、公用車で一緒に行っております。これは、市の市長・副市長・教育長という立場でお世話になるから挨拶をせよという意味だと理解しておりまして、そういった場にお祝いに駆けつけると。

ただし、それは当選が確定してから行くのであって、選挙活動中に行ってとか、そういう政治的な活動は一切しておりません。以上です。

〔２番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○２番（堀 武君） その辺のことは聞いていることと少し違いますけれども、それは市民の皆さん、堀市長近くのもと、市長の皆さんの近辺の方がよくわかっていることですから、それ以上のことは言いません。

教育長は、私の今までの質問に対して、生徒の校外での行動は把握できないから責任を持たないと答えております。そして、家庭内での問題も把握できないから関知しないという姿勢も示されております。そして、生徒も卒業してしまえば、高校との連絡連携も否定されておりますけれども、今もその姿勢なのか。今までの私の一般質問に対する答弁と、６月議会で若園正博議員からの質問に対する答弁と矛盾はしていないのでしょうか。質問者によって答弁を変え

※ 後刻訂正発言あり

るようなことがあってもいいのですか。

私は、この前のときに大きな声を出して議長からも注意をされておりますけれども、いい質問をしていただきましたと、瑞穂市についてという形で。一般質問の答弁内容とか云々については時間が長くなりますから言いませんけれども、私の質問内容と真逆の形のことを言われているような気がします。その辺についてどう思われるのか、教育長、答弁をしてください。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） どの一般質問の折にそういった誤解が生じたのかが私にはちょっと思い当たらないところでございますが、教育について、私はこういう考え方を持っております。

教育は、できること、わかることを一つ一つふやしていくものだと考えております。そういった中で、できることをふやしていくという過程において、まず教室内の子供を一生懸命勉強させるようにしましょう。それから、校地内、学校に登校してから下校するまで一生懸命やれる子に育てましょう。その後に、登下校もしっかりさせましょう。その後、家庭での土・日での生活もしっかりしましょう。教育というのは、やはり一つ一つできることをふやしていく、そういった地道な行いだと思っております。そういった考え方がもとにありますので、どこかの一般質問で校外について責任を持たないかのような、そういった誤解を生じるような場面があったかもしれませんが、もちろん校外での行動についての責任というのは、子供たちの育とうとしているものを預かっている身として、強く責任を感じているところでございます。

また、今、改正教育基本法の中でも、家庭教育の重要性や地域との連携・協力の重要性等がうたわれておりますけれども、学校教育だけでは果たし得ない、そういった内容が地域・家庭の協力があるってできるということで、今、3者がともに歩んでいくことが子供の育ちには大事だと、そのように認識をしております。

校外での行動について、親さん、地域の方との連携を図りながら把握し、指導を積み重ねてまいるということはこれまでどおり変わりません。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 私の質問に対して、いつどのようにそのようなことを言われたか覚えがないような言い方ですけども、これは議場の皆さん、聞いて知っていると思いますが、そのような答えを言っておられるんですよ。それは、ここでどうこう言うよりも、前向きに対処していただいて、これから3月31日までの任期に関してやっていただければいいことで、それを今さらどうこうと引きずり出して言うつもりはありません。

ただし、私の疑問点は、今、いじめの問題は学校単位での対応で、教育委員会としての報告を信じ、生徒、父母の直接訴えることのできる子どもいじめ相談ポストの各学校の設置に反対をされているようです。多くの情報を得るチャンネルをふやすことになぜ反対をされるのか、

いろいろ理由は言われた。

しかし、多くのチャンネルをして、教育委員会、それから総務、行政のほうへ直接訴えることのできる、一人でも救うことのできるチャンネルをふやすことは僕は必要だという観点から、教育長にそれを学校内でも入れたらどうだということを提案してきたのですが、教育長は誰のための相談ポストなのか、その辺のことを理解されればこのポストの必要性はあると思うんですけど、今でもその必要性はないと言われますか。多くのチャンネルをありとあらゆるところに可能性があれば置いて、そして少しでも、ゼロかもわからん。0.01かもわからん。もしも、それによって救われる生徒、救われる父兄、救われる若い人たちがいるならば、そのようなことを教育の場に入れることに関して今も反対を、前回の理由によって反対されるのか、検討の余地があるのかお答え願います。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 反対はしておりません。

前回も答弁させていただいたとおり、そういった相談ポストを設置している学校はあります。また、相談ポストの設置を検討している学校もあります。反対をしていたら、これはない話です。私は、各学校の判断に任せているのであって、反対はしておりません。各学校で必要であれば設置するという、これを実際に行っております。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2 番（堀 武君） こういう判断を学校に任せるという教育指導というのはおかしいじゃないですか。学校が判断して、間違えていろいろな問題点が起きて自殺をされるようなことも出てきた事実が、どこのこと今は言わないですが、あるんですから。学校の判断でなくして、教育委員会として設置をするということを前提にして、今の総務部長でいいですけども、やはりチャンネルを多くして、教育委員会でなくして、それを開ける云々を総務課でやっても、市長、いいんじゃないですか、嫌ならば。違いますか。

だから、そういうようなことを学校に任せるといって、自主性をいかにきれいには見えますけれども、その辺に関しては非常に疑問に思っております。市長も、その辺のことを一回よく精査して、総務部長、各担当部長、そして教育委員会、校長会、全てに関して一つの結論を出してください。教育現場に市長が口を出すという意味じゃなくして、いじめられている子供たちを助けるという意味で、ぜひ考えてください。

時間が迫ってきましたので2点だけ、給食センターの件に関して、夏休みの5日間の授業給食費の材料が全体計画の中で、給食センター長への指示が欠陥をしているのではないかという意見と、これから給食センター運営を教育委員会でどう対応していくかの2つをちょっとまとめて答弁してください。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問については、きのうも一般質問で……。

○2番（堀 武君） 簡単でいいです。

○教育次長（高田敏朗君） はい。

25年8月の5日分につきましては、当初予算の中にその日数も含めて算定をしております、これも申しましたように、給食センターの中で管理・運営がしっかりできていなかったというのが最大の原因であると思いますし、私たち管理職である立場の者がそれを把握していなかったというのが原因で、あのようなことになったということを感じております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 本当に、昔、給食センターは教育委員会じゃなく総務部に所属していたというようなこともちょっと聞いておりますけど、それは別な問題で、次に、平成28年度の教育人事をどう考えているのか。これは市長からぜひ答弁をいただきたい。教育委員会とは別に、現職の方を教育長にとのお考えならば、遅くとも10月までに県の教育委員会に打診するべきではないのですか。OBの方を想定しているなら別ですけれども、優秀な教育長とは、優秀な先生を連れてくることではなく、若い優秀な先生を育て、定着させることが必要であると。教育環境整備を行政とともにできる教育長の選任をするべきだとの意見をいただいております。

なぜならば、どこの市町村でも、優秀な人材を手放すようなことはしません、みんな抱え込みます。この瑞穂市でも、そのような先生をこの間市長と一緒に行かれたときに、私もお会いしております。人材の育成と定着、先生が瑞穂市で理想的な教育ができ、定年後もこの地にとどまり、瑞穂市の教育の充実のためになると思われるような環境づくりなどをできる教育長の指名が一つあります。そのような観点から、市長は、4月以後の教育体制も変わるものですか、どのように考えているか、簡単にでいいですから御答弁願います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まだ正確に言及できる段階まで来ておりませんが、議会が終わりましたら、そのことも含めまして、とにかく制度が変わりますので、今までの4年の制度が今度は3年になっていきますし、まるっきり基本的に制度が変わりますから、そのことも踏まえた上で、議会が終わりましたから研究いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 発言中の字句の訂正をさせていただきます。

市長と申し上げたのは、前市長でございますので、訂正させていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 次に、社会福祉協議会の件ですが、この質問に当たり、きのうの若井議員の一般質問で、社会福祉協議会と福祉部とのかかわりを一般質問され、福祉部長も答弁されていました。

これから私が質問することは、当然指導的な立場の福祉部で把握しておかなければならないことだと思いますので、質問をします。私の質問に行政は答えられないのならば、答弁拒否をされても構いません。

社会福祉協議会は、市民の皆さんの善意の浄財と市の補助金で成り立っております。若井議員が福祉部と社会福祉協議会の密なる連携をお尋ねされました。また、答弁もされていたと思います。違いますか、違ったら違ったと言ってくださいよ。一点の曇りもない社会福祉協議会であることを市民の皆さんは望んでおります。そのような観点から質問をさせていただきます。

まず、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会定款第1章総則、目的より、この社会福祉法人は、瑞穂市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。この定款にもうたわれているように、本来の目標を理解するのならば、健全な運営こそ市民の皆さんの願いなのではないでしょうか。

27年度の瑞穂市も補助金7,201万6,000円、委託業務、老人福祉センター業務委託、生活訓練所運営委託、ふれあいホームみずほ在宅介護支援センター委託、生活困窮者自立相談支援事業委託などの委託業務を社会福祉協議会において委ねられておるのであります。このような立場から、健全な運営、指導することは当然必要であると思っております。そのような観点から、社会福祉協議会の会長というのは、その運営に関してまさに重要な位置をなすものですから、福祉部としてはどのような点を把握して、そしてともに社会福祉協議会と連携していくのかという点におきましても、少しだけ質問をします。

社会福祉協議会の会長の役割、報酬、義務はどのように理解されているかお答えください。

○議長（小川勝範君） 福祉部長 広瀬充利君。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの堀議員の社会福祉協議会の質問にお答えします。

一般質問で通告されている4番の質問かと思いますが、よろしくお願いいたします。

会長の役割、義務につきましては、定款第7条第2項により、会長は会務を統括し、この法人を代表すると規定されております。日常の業務として理事会が定める事務決裁規定及び委員規定を、いわゆる会長が専決することとされております。

その中で、主な事項としましては、1つ目が事業運営に関する基本方針の作成に関すること、2つ目が理事会及び評議員の招集並びに提出議案に関すること、3つ目が各種規程、要綱及び運用方針等の制定、または改廃に関すること、4つ目が職員の任命に関すること、5つ目が職員の給与支給基準及び運用方針に関すること、6つ目が職員の職務に専念する義務の免除に関

すること、7つ目が予算の編成、事業報告及び決算に関すること、8つ目が1件50万円以上の収入に関すること、9つ目が1件50万円以上で、本会経理規程第69条第1項第11号の表に掲げる契約の種類に応じ定められた金額未滿の支出に関すること、10個目が予算の流用に関すること、11個目が寄附の受納に関することとなっております。

また、会長の報酬については、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会役員・評議員及び特別職職員の報酬・費用弁償に関する規程により、月額5万円と規定されております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） すごく広範囲にわたって、会長というのは非常に重要な位置をなしているということは私も理解します。だから、そのような観点から、私は非難をしているのではないんですよ、これから言うことは。やはりそれはそれなりの会長たる自覚を持ってやっていただきたいためにこれから言うことですから、誤解をされないように。

野田社会福祉協議会会長は、棚橋市長の後援会長であったと。市長と話ができると職員の前で挨拶され、みずほいきいきサポーター養成講座初級でも、そのように挨拶されました。私はこれに関して、1回だけだったものですから不適切な発言はしたらだめですよということを注意したんですけれども、これがもう職員の前で1回言って、それからこれで2回目と言うものですから、このようなことはやはりまずいと。だから、そういう意味でも、これだけ重要なことをやる会長なんですから、行政のほうもそのようなことのないような形で、ぜひ指導というよりも、お互いに手を取り合って、疑いを持たれるようなことのないようにしていただきたい。そういう意味の質問ですから。

市長、あれだったら、簡単でいいです、誰でもいいですから答弁してください。本当に簡単でいいですから。別に非難しているわけじゃ……。

○議長（小川勝範君） 堀武君に申し上げます。

1番から3番までの通告の答弁はよろしいんですね。

○2番（堀 武君） 結構です。

それは、今言うように……。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

時間がございませんので簡単に。

○市長（棚橋敏明君） はい、わかりました。率直にいきます。

まず、現会長の野田さんですね。野田さんからは、選挙の終了の後、後援会長を辞退したいということで辞任届を頂戴しております。それを間違いなく私、受理しております。

それから、それぞれの会合の中で、市長と話ができるということでお話をなさっておられる

というようなことを伺いましたが、決して野田さんも、そういった本来の意味とはちょっと違って言うておられるだけのことであって、それが本意というふうで言うておられるとは私は感じておりません。それと同時に、もしそういったことの話がございましたら、私から野田元会長さんに、差し控えるようにということはまた言及しておきます。恐らく野田さんも御理解していただける方だと思いますし、野田さんは野田さんなりに今一生懸命ふれあいサロンなんかでも、各どんな場所のふれあいサロンでも、これからの地域包括ケアシステムのためということで、いろいろ何か言うていただいているそうですので、その言葉が発せられて、かえってそのことがマイナスになってもいけませんので、そういった流れを説明した上で野田さんには伝えておきますので、そういったことでよろしく願いいたします。

〔２番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○２番（堀 武君） 飛びました点は、やはり行政がなかなか答弁しにくい点もあるものから私なりに配慮して質問しませんでした。

ただ、だから、そういうような形で社会福祉協議会会長という肩書がある以上、やはり私的な行動、運動、全てに関して自粛をされたいと。ここでは言いませんけれども、学校教育施設に寄附を得て、取り付けられているものがあるとも聞き及んでおりますけど、これは一般質問には通告がないですし、やはりそのような軽々な行動はなさらないように、市長からもくれぐれも言うておいていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（小川勝範君） 以上で、堀武君の一般を終わります。

次に、１番 森治久君の発言を許可します。

森治久君。

○１番（森 治久君） 議席番号１番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより質問、さらには御提案をさせていただきます。

瑞穂市長として就任され、はや３カ月半が過ぎようとしている棚橋新市長。今議会、市長の所信表明及び提案説明は、新市長としての瑞穂市のまちづくりのコンセプトというものを私には感じ取ることができないものでございました。

そこで、本日は瑞穂市の将来、未来を方向づけ、形成づけするに当たる唯一の執行権者である棚橋市長の瑞穂市の将来ビジョン等についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず１点目に、少子・高齢化社会に向けての健康寿命についての対策、施策について。

２点目に、棚橋新市長が誕生され３カ月半が過ぎた現在、棚橋市政においての瑞穂市の将来ビジョンについてのお考えと重要施策について。

そして、最後に市民協働参画の中、市民検討会議において、瑞穂市の今後のまちづくりの総

合計画を立案、策定を進められている瑞穂市第2次総合計画（案）策定についての報告を受けて、行政のお考えをお尋ねさせていただきます。これよりは、質問席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、健康寿命についての質問から入らせていただきたいと思います。

健康寿命とは、既に多くの皆さんが御存じかと思われる言葉ではございますが、平均寿命と健康寿命、この2つが昨今大きく取り上げられております。

まず、現在の平均寿命、男性は80.21歳、女性は86.61歳、これは2013年の厚生労働省の発表の数字でございます。また、健康寿命は、男性71.19歳、女性74.21歳、ともに平均寿命、健康寿命の差、男性9年、女性12年。健康寿命と言われるのは、平均寿命から不健康な期間を取り除いた寿命を健康寿命と言われるそうでございます。

いずれにせよ、高齢化社会が進むにつれて、健康な期間をいかに延伸するかということが大切であるかと私は考えるところでございます。それは、全ての執行部の皆さん、または議員の皆さんも同じではないかと思います。

そこでお尋ねします。

高齢者の健康寿命を延伸し、地域で生き生きと生きがいを持ち、健康で暮らすための取り組みについて、以下の点についてお考えをお尋ねいたします。

まず1つ目に、各地域で公園整備の計画実施が進められております。公園普及率も、瑞穂市においても随分高まっております。そんな中、集い、触れ合う場として公園を活用した高齢者の方の健康増進を高められる高齢者向け健康遊具の設置についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 森議員の御質問にお答えします。

現在の瑞穂市の都市公園の現状につきましては、昨日の若井議員のほうで少し答弁させていただきました。21年以降、公園の計画を立てまして、順次各地区で公園を整備してきております。その中につきましては、主に鉄棒、ブランコ、滑り台というような3種類の遊具しか整備していないわけですが、どちらかといいますと公園が少ないというところで、新規の公園整備を重点に置いて整備しておりましたので、その中で高齢者向け健康遊具という設置につきましては考えておりませんでした。今、御指摘にありますように、高齢者向け健康器具と言われるもので、ベンチの背もたれ部分で背を伸ばすことができるものや、足腰、腕、肩の運動不足を楽しみながら解消できる器具の必要性は理解しておりますので、その設置スペースもさほどないことから、今後、公園それぞれの特徴を持たせる形で考えていきたいなというふうに思っております。

昨日の若井議員の御質問の中では、若い子育て世代より遊具というような御意見もありました。総合計画の中での自由意見の中で、遊具の整備というところも大変御意見がたくさんある

というところで、その辺も念頭に置いて考えていきたいというふうに思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま部長のほうから、検討してまいる。公園は、もちろん小さなお子様から高齢者の皆様、全ての地域、近隣の方が集い、集まり、そこで触れ合い、コミュニティーをしっかりと今以上に形成されていくための公園でもあり、また瑞穂市の場合是一時避難場所としての公園の設置ということもございます。

いずれにせよ、高齢者の方等々の健康寿命ですね。これはどのまちもどの自治体も、今後、高齢化社会というのは瑞穂市だけではございません。いずれによせ、高齢者の方が一つの健康な体で、地域の中で生き生きと、そして助け合い、支え合いの地域の中で過ごされるということの一つの介護予防にもつながることであろうかと考えるところでございます。

大学の先生の言葉の中で、介護予防が今注目されている。高齢者がふえ続ける中、医療、介護費用を抑制する行政施策の側面もあるが、人生を長く楽しむには健康でないといけない。個人の生活の質を高める手段が介護予防だ。健康遊具は、そんな介護予防を手軽に実践してもらうための器具だ。複合能力と体力の向上、筋力の強化、関節の可動域の改善が図れる。北九州市内の3公園で健康遊具教室参加者を調査した結果、歩幅が平均2.4センチ広がった。それだけ転びにくい足腰になった。設置場所が公園というのも意味がある。公園まで歩いて往復すれば、適度な運動になる。太陽光を浴びると骨粗鬆症を予防するビタミンDも体内で生成される。仲間ができれば、継続の動機ができ、ひきこもり防止にもつながる等々のような所見が示されております。

いずれにせよ、この健康遊具、国土交通省、または厚生労働省のほうの補助も現在ございます。

再度お尋ねしますが、もちろん地域の高齢者の方のニーズがなければ設置することもないかとは思いますが、そのあたりを補助があるメニューでございます。お考えを再度お伺いしたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今のまず目標としては、新規の公園整備を進めているというようにお話しました。今後は、公園が一段落しますと遊具の充実というところもでございます。補助金をできるだけ有効に利用したいということもあります。公園1カ所だけでなく、瑞穂市の公園トータルである目的を持った遊具の整備というところで、交付金とか補助金がないかということも探りながら今後進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） ありがとうございます。

いずれにせよ、先日の一般質問でもございました。若園議員のほうからも、有効に国・県のメニュー、補助等を活用するようということがございました。高齢者の方の健康寿命延伸というのは、今後瑞穂市においても大切な事業を展開するものであるかと思います。よろしく御検討をいただきたいと思いますし、また、このようなことを御存じであられない市民の方も多くおられると思います。自治会等に今後公園整備が進むにおいて、機会があればこのようなこともお話をいただき、市民の方の幅広いニーズをお伺いしていただきたいと思います。

それでは、次に高齢者の方が自立した日常生活を維持するために、地域公共交通の充実が必要であり、みずほバスの役割と責任は大きく、地域の利便性と地域の活性化を左右することになります。

また、市長が掲げられますコンパクトシティの形成に向けても、市役所、穂積駅などを中心とする町なかの機能再整備と、町なかと周辺部をつなぐ地域公共交通ネットワークの整備を一体的に進めることが求められるのではないかと思います。

そんな考えの中、みずほバスが今以上に市民の皆様に利用、活用され、地域の公共交通を自分たちのものとし、自分たちが乗って支えるという当事者意識、ないし参加意識、いわゆるおらがバス、またはマイバス意識を促すような市民目線の運営、運行について、市民の声を多く取り入れ、見直すことが今こそ必要ではないかと考えます。

以下の点についてお尋ねいたします。

6 点ございます。これは市民アンケート等、先日配付をいただきましたみずほバスの利用状況調査、こちら等に多く出ておりました皆さんの要望、また意見等を箇条書きにまとめさせていただいた 6 点についてお尋ねをいたします。

まず 1 つ目に、3 路線にとらわれることのない路線の再編、2 つ目に運航本数の見直し、3 つ目に停留所の見直し、4 つ目に各地区、地域から穂積駅を直結で運行する路線、通勤・通学子育て応援路線というようなものでございます。5 つ目に、買い物・通院路線、高齢者生きがい路線というような路線でございます。6 つ目に、樽見鉄道の駅、美江寺、十九条、横屋、3 駅が瑞穂市内にはございます。それと穂積駅を直結で運行する樽見鉄道バックアップ近隣他市町の住民の応援路線というような 6 つの路線についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（小川勝範君） 1 から 6 を一括して答弁します。

総務部長 大岩清孝君。

○総務部長（大岩清孝君） 失礼いたします。

それでは、今の 6 点につきまして一括で答弁させていただきます。

まず、1番、2番、3番につきましては、3路線にとられない路線、それから2番目の運行本数の見直し、3番目の停留所の見直しということでまずお答えさせていただきます。

市による調査や市民からの要望を見てもみると、路線を延ばしてもらえないかというような御意見がございます。さきに議員の皆様には、周辺市のコミュニティバスの運行状況をお知らせしたところでございますが、瑞穂市の運行状況が、ほかのまちと比べまして決して少ないとは言えません。路線数、運行本数の増加も検討の一つですが、瑞穂市のコミュニティバスは、JR穂積駅から市役所、穂積庁舎、そこから循環型のバス路線を設定しております。1路線当たり約45分から55分をかけて、3路線ございますが、市内を回っております。3路線で現在のバス3台体制で最適な効率と考えて運行をしております。

また、1路線当たり1,220万円を負担しており、これは岐阜バスのほうに負担金として支払っておりますが、さらには岐阜バスのほうでも赤字というふうに聞いております。赤字の部分につきましては、岐阜バスが負担していただいているというような状況でございます。

この3路線につきまして、平成25年から運行してございまして、現在で2年半たちました。利用者数でございますが、25、26、27、今現在でございますが、微増ではございますが、若干ずつ利用者の方はふえております。現時点では、乗降客調査、それからその分析を重ねてまいりまして、今の路線のPRを続けるというような考えでおりますので、よろしくお願いいたします。

それから、4番でございますが、各地区から穂積駅に直結で運行する路線、それから5番の買い物・通院路線ということでお答えさせていただきますと、私どもの調査から、みずほバスは7割以上の方が通勤・通学に利用されております。それで、朝・夕は通勤・通学の需要、それから、昼間は日常生活、買い物・通院等の利用ということで利用されているというようなことがわかります。

また、現在、昼間の需要の別として、買い物の支援事業といたしまして、本田地区、それから牛牧、呂久地区で買い物支援事業が行われております。その状況を私どもも見守りたいというふうに思っております。

それから、6番の樽見鉄道駅と穂積駅間の樽見鉄道バックアップ路線というような御質問をいただいております。樽見鉄道の駅と穂積駅を運行する樽見鉄道バックアップ路線については、今現在のバスも、時間帯によっては樽見鉄道の駅と連絡をできる限り考えて時間の設定をしております。樽見鉄道の利用者は、平成26年で瑞穂市内の駅を利用された方が242人というふうに聞いております。バスを走らせてお客さんと呼ぶということも大切でございますが、もう1つ、樽見鉄道のほうにも補助金を払っております。どちらも両立しなければならないということで、なかなか難しい問題というふうに思っております。

瑞穂市は、28.19平方キロメートルのコンパクトなまちでございます。限られた予算をいか

に活用することが大事であるかと思います。多くの方が利用できるよう検討してまいります。

また、よい案がございましたら御提案をいただきたいと思います。先ほども申しましたように、引き続き市内の状況を把握し、よりよい路線に向け検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） 後ほど、最後の質問の中で、市長が先日も重要施策として、穂積駅の活性化ということでお話がございました。そこで、もう一度みずほバスは、今、部長に御答弁いただきましたが、てんで市民ニーズ、瑞穂市の特徴、特性、今までどうしてここまで瑞穂市が発展してきたのかということを鑑みられない御答弁でございました。いつまで調査をするのか、もう私には市民の皆さんの切実なる願い、思い、瑞穂市の特徴、また今後瑞穂市が自立できるまちとしてさらに発展するためには何が必要かということが全くおわかりになっていない御答弁であったかと思い、後ほど最後にまとめてさせていただきます。

それでは、次に6月の議会の一般質問において、空き家対策の一つに高齢者の集うふれあいいきいきサロンに利用することを提案しました。執行部からの答弁は、有効な活用法、自治会や社会福祉協議会の担当者と協力していきたいと前向きな姿勢を示していただきました。それを受けて、今回はまち・ひと・しごと地方創生事業の一つとして空き家対策事業で1,100万の補正予算が計上されており、事業の具体的な内容についてもしっかりと御説明をいただいたところでございます。

そこでお尋ねいたしますが、調査はどれだけかの時間が必要かと思います。

ただし、6月の議会でお伺い、また御要望をさせていただいた点で、大きく一つあるのが既に老朽化、また著しく破損している、またその地域にとって防災・防犯上望ましいものではない大変危険であるという空き家、こちらについては同じく調査をされて、有効活用できるものか、それともその地域住民の思いである撤去、または処置するようなことを考えるのかということになりますが、その撤去のほうをどのような進捗状況の中で進められるのか。有効活用については少し長い時間が要るのかとは思いますが、撤去は国の法律が変わって、やっとな地域の人が安心してその地域で日常生活を行えるというところに来ておると思います。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） 森議員の空き家対策の御質問は、6月議会の一般質問においてもございました。

今回は、その質問を受けて、地方創生総合戦略先行型事業における空き家の利活用事業としての御質問にまずはお答えしたいと思います。

近年は、高齢化などによる空き家が市内でも多く、住宅・土地統計調査によりますと、市内にある空き家は、平成20年には720軒、平成25年には990軒というような報告結果が出ており、空き家は年々増加する傾向にあります。現在では、推定すると1,100軒ほどに増加しているものとも考えています。

現在、お世話になっております国勢調査においても、空き家に関しての問い合わせがござい
ます。市民の皆様方の空き家への問題意識、関心が高くなってきています。

そこで、まちの活性化に向けて空き家を利活用するということで、市内全域に存在する一戸
建ての空き家について、位置、居住の状況、老朽化などの調査を行い、空き家に関するデータ
ベースの整備及び地域の傾向などを把握することが必要だと考えています。

議員の御指摘にもありましたが、空き家を大きく分けると2つあり、利活用、活用の空き家
と周辺に迷惑を与える空き家というようになります。利活用可能な空き家については、議員の
御提案のように、ふれあいサロンへの利用、住宅への再利用、店舗などへの他の用途への転用
というような利活用を検討していきます。地域のコミュニティーの活性化による移住定住促進
という人の流れ、新たな仕事につなげ、まちを活性化していきたいと考えています。

一方、周辺に迷惑を与える空き家に対しては、倒壊の危険性や治安の悪化、放火や不審者の
侵入、害虫などの発生などさまざまな問題があるため、これらを未然に防ぐためにも適正な管
理施策を今後実施して、地域の安全・安心につなげていきたいと考えています。

今年度は、市内の空き家の実態を把握し、次年度以降は有効活用ができるような空き家につ
いては所有者にアンケート調査などを行い、それらのデータを適正な管理、利活用に結びつけ
る予定でございます。

具体的な方法につきましては、庁舎内にあるさまざまなデータを抽出しまして、現地に赴き
外観調査などを行い、その結果、老朽化などの度合い、位置、現状写真などをもとに位置情報
としての電子地図などの関連をつけて行うような整備を考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員から撤去についてはというようなことで少しつけ加え
させていただきます。

この5月から空き家対策特措法が全面施行されたということで、従来から空き家の調査を待
って空き家対策をとってはいはというところで、現実には今2軒ほどやっぱり倒壊しそうな、
管理がされていない空き家があるというところで、これにつきましては従来から施主さんのほ
うへ指導して、撤去していただきたいというのは継続してやっておるところでございます。

もう1軒、横屋では既に倒壊したものがあります。これはたまたま道路側じゃなくて民地側
に少し傾いているというような状況で、隣地の方からも問い合わせがありましたので、これも

同じく施主の方に危険が隣地に及ばないようにということで指導しておるところでございます。今後は、ちょっとおくれておるところでございますが、その調査を含めまして、特定空き家につきましては、法律にのっとりまして指導・勧告、ひいては撤去というところへつなげていきたいというふうに考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） 私も、今回空き家のほうを、有効活用というのは前回も御答弁いただきました。調査をした後の有効活用、これがふれあいサロンであったり、いきいきサロンであったりというような、高齢者の皆さんの健康寿命を延ばすための有効な活用に、行政もそこにかかわるというような意味合いも持つ有効活用、利活用ということ。

また、1 つは、今、部長のほうから御答弁をいただきました危険な倒壊のおそれのある地域、近隣住民にとって大変危険である空き家については、国の法律も変わったことでございます。強制撤去もできるという中で、通告、勧告、指導のみならず、必要であれば、やはり近隣の住民の安全・安心を一番に考えていただく強制撤去というものもやむを得ないのかと思いますので、その点をよろしく願いたいと思います。

それでは、次の瑞穂市の将来ビジョンについて質問をさせていただきます。

国のまち・ひと・しごと創生法、地方創生法を受けて、市長の瑞穂市の将来ビジョンについてお考えをお尋ねいたします。こちらは、既に先日ほかの議員からも御質問がございました。そんな中で、地方創生とは、国内の各地域、地方がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を形づくること、魅力あふれる地方のあり方を築くこと等はインターネットで検索すると出てまいりました。

また、市長のお考えの中で、先日も御答弁にありました大きな重要施策として、駅前の活性化というようなお考えもお示しいただきました。

そんな中で、市長がお考えの瑞穂市の特徴を生かした自立的で持続的な社会、魅力あふれる地方、瑞穂市のあり方を簡単に結構でございます。先日もお伺いしております。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 森議員さんの御質問にお答えいたします。

実は、昨日もまち・ひと・しごと地方創生につきまして、役所内でも主査の方、そして課長補佐の方、それから課長さん、そして部長さんと私、総勢で20名ぐらいていろいろ話し合ったんですが、その中にありまして、これは基本的に、今回の場合は政府のほうから言ってきています、まち・ひと・しごと、地方を創生しなさいと。そして、プランがよかったら補助金を差し上げますよと。要は、ちょっと端的に申しますとそういう状態ではございますが、昨日も

私たち市役所の職員、それに関する職員で話し合いまして、これは2つの流れがあるんじゃないかと。基本的にずっとこれからも地方創生、このまちを創生していくためにやらなきゃいけない基盤のこと。それと、今回のまち・ひと・しごと、政府が提案していますことに対して答えを出す、または立案すると。この2つの流れがあるんじゃないかなと思います。

その中にありまして、基本的に私たちのまちとしては、ずっとこれからも継続して町おこし、そしてまた地域をつくるということでやっていかなきゃならない。その部分はちょっと今回の場合は横に置かせてもらいまして、まずここ当面のまち・ひと・しごとに関しますこと。それと同時に、さらにそれをもうちょっと大きく捉えさせてもらったことを申し上げたいと思います。

地方創生、まち・ひと・しごとに基づく地方版総合戦略には、活力ある瑞穂市として継続していくためのメニューから幾つもの施策が考えられるところではありますが、瑞穂市が考える総合戦略の基本方針には、庄田議員や若井議員の質問にお答えした内容と重複するものとなりますが、総合戦略は国家的な課題である人口減少社会への対応と、活力ある地域社会の実現に向けた取り組みと捉えています。これを受けて、それぞれの市町村が地域の実情に応じ施策を講じて、環境の整備を行うものであります。

瑞穂市では、瑞穂市の特色である若い世代が多い、若い世代が今後ともさらに定住してもらえるように考えています。

また、若い人を呼び込むには、若い世代が仕事と生活の調和ができるように、地域の特性を生かした創業支援、企業活動の活性化による就業の機会を創出するような機会を行いつつ、もう一方では、結婚や出産はそれぞれ個人の意思であることを基本に考えていますが、安心して結婚、出産、育児ができる子育て環境を整えることと考えております。

現在は、利便性のよさが主な理由で瑞穂市を選んでもらっていますが、利便性のよさという大きな特色はさらに基盤整備の充実や維持管理を図り、いつまでも活力があるまち、選ばれるまち瑞穂市として、愛着や誇りを持ってもらえるような地方創生からまちづくりにつなげたいと考えております。このように考えております。どうかよろしくお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） 先日も、今、市長の御答弁にありましたとおり、ほかの議員の質問にもございましたまち・ひと・しごと地方創生。これは瑞穂市における取り組みと他市町の取り組み、これはいろいろさまざまなものがあっていいものかと思います。いずれにせよ、人口が今後減少するであろうとするこの日本において、各地方が独自の取り組みを持つ中で、まち・ひと・しごとが形成される持続可能なまちづくりというような取り組みで、国のほうが示しておることであるかと考えるところでございます。

そんな中、市長が、これは前回の一般質問でも少し触れさせていただいたかも知れませんが、コンパクトシティというお言葉を使う中で、先ほども申しあげました駅前の活性化にもつながるのかと思う中で、市長が考えられるコンパクトシティ全体像が私には見えてきません。

また、これは市民の皆さんにも見えていないものと思いますし、今後そのコンセプトなるものをお示しになられるのかもわかりませんが、今現状でも、コンパクトシティという市長のまちづくりの位置づけをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） コンパクトシティという構想、2007年だったと思います。政府のほうから、これから起こり得る少子・高齢化に対して、どのようなまちづくりをするんだということで提言があったのが最初で、その当時はコンパクトシティというのは余りぴんとかなかったと思います。その中にありまして、富山市さんが、富山市というところは、皆さん御存じのように、東から西へ非常に細長い。立山連峰がどうしても、あそこで言うと南側に配置されますので、立山連峰のどうしても扇状地といいますか、そこから海岸のほうの土地になるのが富山市でございます。

そこに路面電車がございます。もうどこもかもが路面電車迷惑者だということになっていたんですが、富山市はその時点でまだ残しておられまして、やはりこれを活用しようということで、そこでやはりコンパクトシティの構想、これを基盤にしてやっていこうということ、これをまた基軸にしてやっていこうということで、たしか進んでいったと思います。それがやはり今よく言われますコンパクトシティの典型的な形じゃないかなと思いますが、ただ、私が思いますのは、コンパクトシティというのは、その地域の特色、それか特性を生かすのが基本でございますので、全国に、例えば市でありましたら790の市があるんですが、その誰かが仮にコンパクトシティを目指すにしても、それぞれおのおのの違いがあって当然だと思います。

例えば、もとす広域、これは2つの市と、それから1つの町があります。例えば、私どもの瑞穂市、それから本巢市、それから北方町。例えばこの中でコンパクトシティ的な本当に動きをしておられるのは、意外と北方町かもしれません。それはやはり面積もコンパクトであるということも前提にあるかもしれませんが、ただ、それぞれが仮にコンパクトシティということをして3つでとり行っても、大きく大きく中身が違ってくるのが当たり前だと思っておりますので、その中におきまして、私は私なりの瑞穂市のコンパクトシティを考えておりますのは、瑞穂市の特性、これは率直に申し上げまして、これは何度も何度も私同じことを申し上げるもので、また同じことをしゃべっておるわと思われるかもしれませんが、瑞穂市の財産というのは、やはり東海道線に一日乗られる方、それからおりられる方、双方足しましたら1

万7,000名、この岐阜県下においても有数な駅でございます。これがやはり大きな大きな宝でございますね。それから、やはり東西に動いている動脈、これは国道21号線。国道21号線とか、こういった国道動脈。これは何がありがたいかと言いましたら、鉄道はどうしても駅しかおることができません。でも、道路というのは、皆さん、当然なことでございますが、どこからでも横に道があれば、そこに移ることができる、やはりこれは非常に便利なものでございます。それと同時に、これだけの車社会であります。その上、これは喜ばしいことではございませんが、中原交差点というのは県内でも有数の交差点でございます。当然、事故率も非常に多いです。

でも、これが北方・多度線、これが今桑名までスムーズに行くようになって、その上、どんどん北まで延びていった。今、特に旧根尾の中においては、2つの峠がなくなったという状態で非常に便利になってきております。これも、やはりコンパクトシティーの要素の一つかなと思っております。

それから、あとこんなところにも着眼点を置いているんですが、朝日大学さん、これも着眼点には置いております。というのは、朝日大学というロケーションにおいて、いろんな意味で、例えば、そこの生徒さんが喫茶店に行く、そうしたらそこでコーヒー代を落としていただける。また、例えば、運動部ごとでアパートを借りていただけたらとか、そういったこともあるわけですので、そういったこともやはりコンパクトシティーの提言の原則に入っていくと思いますし、ちょっと話が長くなっちゃって申しわけないんですが、例えば、あと本当によそのまちとまた変わっているところでは、開業医の方々が非常に多いわけですね。この開業医の方々といい意味で手を取り合って、それで少子・高齢化。この高齢化の方々といい意味での世間話をしていただけるような、そんな開業医の方々に来ていただきたいと。そうなれば、まさに地域包括ケアシステムのいい意味での部屋の中での世間話、部屋の中での井戸端会議といいますか、こういったことでかかりつけのドクターと気楽に話ができるようになれば、認知症とか、そういったことを大きく大きくおくらせることも可能かと思えますし、やはり人と話をすることが非常に脳が活性化されると、私はそのように考えております。そういったことも含めまして、私たちのまちとして、どうやってコンパクトシティーを考えているかということに関しましてちょっとまとめてみましたので、読ませてまいります。

コンパクトシティーの取り組みの目的には、人口減少や高齢化が進展する地方都市で、民間の活力や資金を活用し、それぞれの地域が戦略に基づきコンパクトシティー、あるいはスマートシティーを実現するとともに、公共交通の充実、高齢者が安心して暮らせるまちの基盤となる整備をするものです。

もう1つ、コンパクトシティーの目的とされていることは、これから公共施設の維持管理、更新が大きな財源不足に直面していくことがあります。国が示すコンパクトシティー構想は、

都市再構築戦略の策定があり、そもそものコンパクトシティー構想の規模となるものが、瑞穂市のように平たんで中山間地もない小さなまちを前提にしているとは考えにくいものでもあります。私は、それぞれの市町に応じたコンパクトシティーがあると考えています。

私が考えるコンパクトシティーとは、高齢者が外出しやすいまちづくりであります。高齢者が歩ける範囲内に、買い物できるスーパーや診療所などがある地域と、そのような買い物や診療所が歩く範囲にないアクセス困難地区と分類し、アクセス困難地区には、公共交通や買い物サービスとなる生活支援策を取り入れ、高齢者の方々が生活しやすいまちとしてネットワーク型コンパクトシティー、このような形を考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） 今、市長のほうからコンパクトシティー、これは棚橋市長のお考えのコンパクトシティーではなく、市としての皆さんの執行部の意見を取りまとめたコンパクトシティーということでございましたが、瑞穂市独自のコンパクトシティというものは御答弁はいただけなかったと、今、具体的には全体像が見えるような具体的な施策としてのものは御答弁なかったかと思います。

そこで、先ほど私が申し上げた、みずほバスをどうして今ここで大きく再編しなくてはいけないのかというのが、まさしく今市長が申された穂積駅がこの瑞穂市にとっての財産であり、宝である。だから、これだけ人口が、利便性のいい瑞穂市であるからふえているんだ、そう御発言いただきました。その宝である、財産である穂積駅を、穂積駅近辺の方だけが利用しやすいのではなく、5キロ平方である狭い地域ではあるかもしれませんが、車を利用できない方等々がその公共交通を整備することによって、この我がまちの財産である、宝である穂積駅をもっともっと有効に利用できる、そのためにみずほバスを今の倍、3倍、4倍、5倍でも過言ではない、そんなどのまちにもない公共交通の整備というものが、穂積駅があるからこそできるのです。だから、その魅力をもっともっと伸ばすのが、今、瑞穂市が地方創生として生き残れる、維持して、継続して、自立してまちの存続ができる施策ではないでしょうか。

もう一度、その点について、棚橋市長にお尋ねをさせていただきます。みずほバスでございます。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長、なるべく簡単に。

○総務部長（大岩清孝君） 失礼します。

私ども、市長の申しておりますコンパクトシティー、やはり地域の特色を生かすというようなことで、[※]棚橋議員の言われることかと思えます。今後は私どもも、大きな商業施設や住宅密集地がありますように、より多くの方がコミュニティバスを利用できるということで、またこれからも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

※ 後刻訂正発言あり

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） ありがとうございます。

いずれにせよ、みずほバスは、この瑞穂市の特徴でもある穂積駅勢圏として発展してきたという過去の歴史、また現在があるわけでございます。この穂積駅を有効に活用しやすい公共交通のネットワークづくり、コンパクトシティーを進める中で、一体として公共交通のネットワークづくり、整備づくりというものを取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

瑞穂市第2次総合計画（案）策定についてでございます。

以下の点についてお尋ねをいたします。

市民検討会議において、駅の活性化について課題、意見等がございます。そんな中で、整備の必要性や方向性を総合的に考える官民協働の検討委員会の設置というものが提言されております。瑞穂市の玄関口、先ほども市長が申された瑞穂市の一番の財産、宝であると言われる穂積駅の今後の整備の展望、こちらは先日も重要施策として市長は御答弁をされました。その点についての取り組みのあり方をお尋ねさせていただきます。

また、現在の穂積駅の現状、こちらは既に平成23年に瑞穂市中心市街地活性化構想策定調査報告書、瑞穂市商工会が24年3月に策定をされました。これをしっかりと読ませていただくと、やはりこの瑞穂市の特性、また過去から現在に至るまでの、なぜゆえ瑞穂市がここまで伸びてきたか、発展してきたかということも踏まえた上の穂積駅の再整備、再活性化をまとめ上げられたものでございます。

いずれにせよ、この穂積駅の活性化がされた中で、そして穂積駅へのアクセス、これは道路、歩道等も含めて、また公共交通のネットワークもできた上で、すばらしい瑞穂市の今後の10年、20年先に結びつくのかとは思いますが、穂積駅がこちらのときは頓挫したという記憶がございます。そちらができなかった場合は、やはりこの瑞穂市の、穂積駅が大垣・岐阜間に1駅ございますが、もう1駅、穂積駅と大垣駅の間に巣南地区に新しい新駅をつくることも、これが瑞穂を今以上に発展させ、また近隣他市町の方等々と連携して今後の人口減少を食いとめる施策にもつながるのではないかと考えますが、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 第2次総合計画策定における今の市民検討会議の中からの御質問にお答えさせていただきます。

市民検討会議は、まちづくり基本条例の理念にのっとり、総合計画において、計画段階から市民の参画の一つの手段として御意見をいただいております。この市民検討会議では、議論し

たいテーマを選び、3つのグループに分けて課題事項を検討し、その課題を担当部署から説明を受けたり、今後の取り組み状況についての提言という形で報告してもらい、市民アンケート結果とともに総合計画のほうへ反映するかどうかをこれから判断するものになります。

市民検討会議の皆さんの御意見は、行政みずからが提案するようなことが難しいような事柄こそ、市民検討会議で提案すべきではないかというような御意見もいただいております。市では、この提言を受けて、第2次総合計画において、極力尊重するような考え方のもとで提言を受けていきたいというふうに考えています。

森議員の現時点での御質問については、お答えできることに限りがあるというふうに考えておりますので、森議員の御提案を聞くようなものとさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 少し答弁が重なるかもしれませんが、市民協働による市民検討会議において、今、総合計画の素案の策定がされているという状況でございます。

これの素案を受けて、総合計画策定委員会、そして最終的には総合計画の審議会で諮問と答申というような形で計画が練り上がっていくという状況でございますので、現段階での具体のお答えについては控えさせていただきたいというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） なかなか簡単には、私、御提案というような意味合いも含めてさせていただきましたが、解決というか、進められるものではないかとは思いますが。この穂積駅を中心としたエリアは、これは穂積駅の特性でもある広域からの利用客を集めている穂積駅、この駅勢圏人口というものは、この瑞穂市5万人の人口だけではございません。広くは旧本巣郡、また南は旧安八郡、また揖斐郡、大野町等々の、私考えるに、駅勢圏人口は10万人を軽く超える穂積駅というものではないかと思っております。瑞穂市5万人のためだけの穂積駅であってはいけないのです。そのためには、やはり穂積駅を再活性化させることとともに、穂積駅へのアクセス、これは道路、また公共交通の整備というものも重要な課題になってくると思います。

また、私、先ほど申し上げた新駅というものは、穂積駅が駅勢圏人口10万人以上のものであるとするならば、今の穂積駅の現状ではとてもそれに応えられるキャパではございません。そのためには、難しい問題ではあるかとは思いますが、穂積駅と大垣駅の間に1つ駅をつくるという構想も、瑞穂市がしっかりと持つことも大切ではないかと考えるところでございます。

最後になりますが、市民検討会議において、越境通学についての意見、対策等が出されております。小学校区の見直しが必要、小学校区の線引きの見直し、やむを得ず越境通学をする際には、適正な運用手続などの見直し等々とあります。

瑞穂市の人口重心は大きく変わりつつあります。これは、駅の活性化も含めて、またコミュニティバスのみずほバスの運用も含めて、人口重心は合併した13年前とは大きく変わりつつあるということを執行部の皆さんにはしっかりと考えていただいた上で、今後の瑞穂市の政策実施をしていただきたいと思います。

そこで、最後になりますが、ただいま申し上げた越境通学、小学校区の見直し等が必要ではないかというような御意見もございますが、さまざまな自治会、子ども会においては問題が出ている中での越境通学がいかかなものかということでございます。いかにお考えかお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 越境通学の事実については、大変教育委員会としても問題として捉えております。

こういったことについては、現在、先ほど森部長がお答えしたとおり、検討会議で審議中ということでございますので、具体的に市長に答申をされるような段階から、さらに煮詰めていかねばならないと考えております。これは、もともとが瑞穂市の通学区域の弾力化という特色のある取り組みがあったわけですが、上位法の学校教育法の施行令のほうで、通学の利便性ということで、区域外に就学するというのを認めていくという方針で、さらに問題が大きくなったという状態でございます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1 番（森 治久君） ありがとうございます。

越境通学、これは以前より、瑞穂市においても住民自治、これはコミュニティーが今後ますます大切であるという中で、自治会と自治会が属する小学校区でないところへお子様が通われることによって、自治会やら子ども会との希薄化が進んで、今後の助け合い、支え合い、先ほど市長もお話がありました包括ケアシステムの構築というものが今後大変重要になる、そんな現状において大きな問題になるのではないかと。

また、人口重心は、大きく今後ますます人口がふえていくであろうという地域とともに、人口が減っていくと言われる地域もございます。そんな中で、効率的な行政運営、コストを抑える意味合いも含めて、大変難しい問題であるかと思いますが、後悔のない市長行政の御判断が必要な大きな重要課題かとは思いますが。

いずれにせよ、今後、棚橋新市長のもと、我がまちの財産、宝である穂積駅をしっかりと活性化することによっての皆さんが穂積駅を有効に、便利に利用できる、活用できるような公共交通のネットワークづくり、またはインフラ整備を推進していただきたいと思います。全ての一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（小川勝範君） 以上で森治久君の質問を終わります。

ただいま大岩総務部長から、森治久君への答弁に対して訂正の申し出がございます。

大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 失礼いたします。

先ほど、森議員の質問の中で、私の答弁をさせていただいた部分で、棚橋議員と申し上げました。棚橋市長でございます。訂正させていただきます。おわびいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。なお、再開は11時16分から始めます。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

5 番 若園正博君の発言を許可いたします。

若園正博君。

○5 番（若園正博君） 議席番号5番、新生クラブ所属、若園正博でございます。

ただいま小川議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

議員となりまして2回目の一般質問でございます。今回は市民の生命と財産を守るという観点から、警察についてと地元瑞穂市消防団についての質問をさせていただきます。

先般、テレビでもごらんになっておられますが、非常に鬼怒川の氾濫のテレビを見させていただきまして、自衛隊、警察、消防、そして消防団と、この災害の救出活動に本当に素晴らしい活躍をされておられます。もう見る限り、九死に一生の救出活動というふうに感動しておりますが、私の通告の中では、これは通告書の提出がこの以前でございましたので、今回は瑞穂市の消防、そして警察署の活動について質問させていただきます。災害については次回にさせていただくつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより質問席から質問させていただきます。

初めに質問させていただきます。

現在、北方署における刑法犯の発生事情及び瑞穂市における犯罪事情についてお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 総務部長 大岩清孝君。

○総務部長（大岩清孝君） 瑞穂市内、北方警察署管内ということで、犯罪件数はどうなっているかということでございますが、瑞穂市管内で刑法犯罪認知件数は553件と県下9番となっており、平成25年度におきましては651件であり、25年度に対して98件の減少となっております。また、昨年の人口1,000人当たりの刑法犯罪件数は10.35であります。ちなみに、北方町におき

ましては13.35、本巢市におきましては10.37で、瑞穂市におきましては県下で17番目と犯罪件数を人口比で考えますと県下で真ん中辺ぐらいということでございます。

また、犯罪率の上位を見ますと、岐阜市、大垣市、また瑞穂市以外の近隣市町など、人口増加などが著しい自治体、また移動が多い自治体が見受けられます。

また、交通事故の件数におきましても288件と県下8位となっております。これにつきましては、瑞穂市について国道21号線や本巢縦貫道があり、交通の利便がよく、人の出入りが多いということが交通事故件数が高いということが言えるかと思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） 先ほど、瑞穂市は北方警察署管内にあるというお答えをいただきました。

それでは、北方署管内におきまして、穂積地区、巢南地区には交番が1カ所ずつ、計2カ所設置されております。巢南地区の交番におきましては、以前は24時間常駐でございましたが、現在は夜はお見えになりません。どちらかという穂積交番のほうで巢南のほうも一緒に警戒に当たっていただいておりますということでございます。

その中で、もう1つ伺いたいのは、以前交番連絡協議会という地域との連絡の場、コミュニケーションの場がございました。現在、そのようなコミュニケーションの場、交番連絡協議会なるものはございますでしょうか。それともう1つ伺いたいのは、非常に北方署管内から、先ほども事故関係、犯罪関係、防犯関係とございますが、それ以上に気になりますのがレスポンスタイムといいますか、110番通報をしてから現場までの時間でございます。非常に道路事情とか、いろんな事情がございますが、その点についても一緒にお伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 先ほど御質問のございました瑞穂市交番協議会につきましては、今現在もこの会はございまして、瑞穂市からは市民安全対策監、それから総務課長が構成員ということで、穂積交番の中で会議がございました折には出席しておりまして、情報交換や要望をこの場で行っております。

それから、瑞穂市交番の活動内容といいますか、陣容等をちょっとここでお知らせしたいと思います。

瑞穂市交番は所員数が12名でございます。市民安全対策監の確認でございますが、県下で一番大きい交番だそうです。12人体制の交番はこの交番が大きいということで伺っております。いずれにしても瑞穂市の件数は比較的多いということで、例えば夜などは12人体制のうち、3当務でございまして、1当務4人ずつということで、夜だと事故・事件で不在がちが多いということを聞いております。

ですので、交番から出動するのと、また同じように北方警察署から出動するわけでございますが、時間的なものにつきましては、ちょっと私のほうではわかりませんが、非常に時間的には速やかに動いてみえるんじゃないかというふうには思っておりますし、瑞穂市内は御承知のように東には藪田の岐阜県警本部、それから瑞穂市内の管内には警察本部の執行部隊であります機動警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊の3隊が牛牧にございまして、ここを拠点として常時パトロール等を行っておるということで、速やかな行動ができるんじゃないかなというふうには聞いております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5 番（若園正博君） 本当に、瑞穂市は確かに県庁本部、そして機動隊と周辺にはそうした施設があり、レスポンスタイムという、この早急なる配備はいいんじゃないかなというふうに伺っております。

今、レスポンスタイムでいいますと、全国平均で110番通報をしてから現場が7分18秒だそうです。非常にこういうタイムがありますが、これは最悪なタイムになったということでございます。というのは、設置電話から110番すれば、すぐ現状把握ができるんですが、携帯電話からの通報になりますとなかなか現場を定めることがしにくいということで、場所確認で今、時間がかかっているといったようなこともお伺いいたしました。

それで、続きの質問でさせていただきますが、今度は変質者とか、いろいろ子供に関する通報が多いかと思えます。先日も河村議員の質問にありましたが、防犯カメラの設置を多くしてほしいという要望でございました。確かに本当にそうやって子供たちをより一層多くの目で見守っていかなければなりません、なかなか防犯カメラを設置できるところが少ないところでは、地域の皆さんのお力添えをかり、青少年推進員さん、PTAの皆さん、そしていろんな皆様のお力で子供たちを見守っていただいております。

その点につきまして、地域の協力していただけるこうした方々と、先ほども交番連絡会があるということでございますが、単にこの役員さんだけではなく、地域のこうした皆さんとの情報交流なども進めていかねばならないのではないかなというふうに思っております。また、学校内における侵入事案、窃盗事案及び子供たちの110番の家における訓練、そういった防犯訓練なども随時行っておられると思いますが、その点、お伺いさせていただきますでしょうか。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 子供たちを見守る地域の協力ということで答弁させていただきます。

それ以外に、ことしの7月までに自転車泥棒や車上狙い、自販機荒らしと言われる街頭犯罪は、前年度比105件でマイナス54件ということで、市内の街頭犯罪は少なくなっております。同じく空き巣、忍び込み、事務所荒らしなどの侵入犯は29件でマイナス1件ということで、減

少しております。また、学校に対する侵入も今のところ聞いておりません。

私どもは、子供たちを見守る地域の協力ということで、いろんな活動を行っております。穂積交番、それから朝日大学「めぐる」と連携いたしまして、朝日大学における啓発活動、青色パトロールを毎週木曜日の夕方、大学生の「めぐる」のメンバーを同乗しまして、市内を回っておるということも行っております。

また、各学校の登下校中に見守り隊等のボランティア団体をお願いしまして、学校の行き帰りにはボランティア団体の方が警戒をさせていただいております。またそれから地域でも広報みずほ、それからもうみずほ等々で地域の方々への犯罪、それから交通事故防止の啓発、PRを行っております。

いずれにしても、各種の犯罪防止につきましては、北方警察署、穂積交番、それから関係団体の皆様との連携、情報の共有が必要というふうに考えております。今後も連携を密にして行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 教育長 横山博信君。

○教育長（横山博信君） 学校におけるいろいろな被害ということでございますけれども、先ほど大岩部長のほうから答弁いたしましたように、学校内への侵入事案といったようなものはございません。

ただ、河村議員の防犯カメラの設置についての一般質問もございましたが、図書館の分館、西部の庁舎のほうですね。あそこで変質者が出たという話がございまして、それも図書館の中から不審な動きをした。それがずうっと、子供たちが怖くなって、北の自転車置き場のほうまで行ったんだけどもつてくるみたいな事案がございました。これについては、図書館の職員、それから巣南中学校、教育委員会、だっと出て対応したわけですが、これは変質者にいつ出るかということを聞くわけにもいきませんので、それに備えた取り組みは引き続き必要かと思えます。

私どもが気にしているのは、そういった図書館とかいった場所での登下校時の変質者については心配をしているところでございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5 番（若園正博君） いろんな実例を挙げていただきました。ありがとうございます。本当に変質者に遭った子供たちの心を思うと非常に痛みます。そして、どう思っているか、彼らにいかん安全であるかということを知らしめるためにも、今後こうした活動を進めていかなければならないのではないかとこのように思っております。

そこで、交番に関連してもう1つ質問させていただきますのは、本当に瑞穂市内におきましても、最近はいろんな事案、頭脳的犯罪とか、凶悪犯な事件も起きております。犯罪が多いと

思います。

そこで、岐阜県内には先ほども申されましたように警察署が22カ所ございます。1署当たりの人口平均は9万7,000でございますが、北方署は27年1月現在では10万7,000を対象としての管轄となっております。1署当たりの平均人口を1万人余り上回っている現状でございますが、平成24年第2回瑞穂市議会定例会におきまして、小川勝範議員が瑞穂市内に警察署の設置要望をされておられます。私も資料で拝見させていただきました。当時の市長さんは、県の計画やその施設の改善計画があれば、その折に要望はしていきたいという回答を出されておられます。私も警察署長経験のOBの方やら関係者の方から、将来瑞穂市に警察署は必要ですよという意見をお伺いすることができました。また、安八町、墨俣町のエリアを持つての岐阜西署の設置をも検討されてはということでございますが、設置には県が関連しております。しかし、瑞穂市としては事前協議に諮る必要があるのではないかと思います。

以前、総務部長であられました、現在は副市長になっておられます副市長のほうより、この事案とそして今後の見通しについてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） 確かに本県管内では非常に瑞穂市が交通事故、今の犯罪とかが多いということで、3年ほど前にも岐阜西署をというお話がありました。若園委員さんのほうからもうそういう話がちょっとありましたので、再度北方署のほうへと話を持っていってもらって調査をしたところでございますけれども、今現在としては、先ほど言われたようにおおむね10万ちょっとなんかということでございますので、規模的には少し大きいという状況でございます。私どもとしまして、今、交通量とか犯罪から見ましたら、今言われるような岐阜西署というのも非常にいいアイデアというか、お願いをしてもいいのではないかなと思ったりもしますが、管内のバランス等も踏まえると、もう少し今の北方署の場所については南のほうがいいのかなあと思ったりもしますが、そのあたりにつきましてもまた皆さんと協議しがてら、もう少し練っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） ありがとうございます。

非常に瑞穂市の財政負担も、優先順位はございますが、将来を見通しての事業としてお考えいただきたいというふうに思います。

それでは、引き続きまして次の質問をさせていただきます。

穂積駅構内におけます南北の通路でございます構内通路でございますが、その中におきまして、自転車通行についてお伺いさせていただきます。

確かに自転車をおりて通行してくださいという警告板が設置はされておりますが、乗ったま

ま通行される方が非常に多いように見受けられます。また、真ん中が改札口で、先ほどからいろいろございますが、瑞穂市のちょうど玄関口でございます。その中を自転車も乗車されたまま人を縫って通り過ぎていかれるという、本当に危険な行為も見受けられますが、その辺につきまして、今後どのように御検討されていくのか、お伺いさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 議員御指摘のように、穂積駅の自由通路につきましては、自転車でそのまま乗っていかれる方が多数見受けられます。通路の入り口、北と南には歩行者専用道路、自転車・原付の方はおりて通行してくださいというような看板が確かに設置してございますが、自転車で行かれる方につきましてはそのまま行ってしまうということでございます。

穂積駅はたくさんの方が利用されてみえますが、自転車にそのまま乗っていかれる方につきましては規範意識が低いというように見受けられます。ほかのルールも守れないのかなというふうには思っております。

今後、やはり私ども、現場を見まして、看板だけではちょっとだめだなあというようなことを思っております。北と南のアーケード部分に看板以外にもよく見えるところに自転車をおりてくださいというような案内や、それから路面にでも、またシールといいますか、そのような形で張って、自転車をおりてくださいというような啓発をしたいと思います。また、瑞穂市内、外国人の方も多うございますので、外国語表示もあわせて表示したいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5 番（若園正博君） ありがとうございます。

いつも見ておりましても、本当に危険な状態が続いておりますので、早急な配備のほう、よろしく願いいたします。

引き続きまして最後の質問でございますが、平成29年度瑞穂市内開催の県消防操法大会について、お伺いさせていただきます。

消防団は、消防組合や消防署が設置されてからも必要かつ重要な任務を果たしていただいております。先ほども申しましたが、災害のときには非常に活動していただける消防団組織でございます。市民の生命と財産を守る義務から、仕事をほかに持ちながらも地域ボランティアとして活動していただいております消防団には感謝しております。

そこで、消防団は4月に入団して基本姿勢を身につけ、消火活動の操法を習得してまいります。それ以降から、日々練習が始まるわけでございます。そして、各地区で技術を向上させ、ともに技量を磨き上げ、こうして県の大会にとお互いにわざを競い合う大会に出られるわけでございます。そうした方々を迎え入れる29年の瑞穂市内での開催についてお伺いさせていただきます。

きます。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 議員の御質問は、平成29年度瑞穂市消防操法大会の準備状況ということで答弁させていただきます。

消防感謝祭岐阜県消防操法大会と申しまして、岐阜県、それから一般財団法人岐阜県消防協会主催で、毎年8月の第1日曜日に県内市町村持ち回りで開催されております。第66回平成29年度消防操法大会は瑞穂市で開催されることが決定しております。昭和47年に旧穂積町で開催しまして以来、45年ぶりの開催でございます。この開催に当たりまして、瑞穂市と瑞穂市消防協会が共催し、会場の準備と当日の大会運営を行うこととなります。

準備の状況でございますが、昨年度より操法競技の実施できる場所といたしまして、それに必要な100メートル四方の広さを確保できる糸貫川運動公園と穂積北中学校、生津スポーツ広場、大月多目的広場の3カ所を候補地として検討してまいりました。100平方メートルというのは、実際に競技を行う場所で、それ以外の部分も含めると相当な広さが必要でございます。その3カ所を候補地と選びまして、当日はほぼ1万人が来場されるんじゃないかというような人数で、それから来場者の駐車場、それに伴う既存の設備への影響や制限等々を検討してまいりました結果、現在のところ、大月の多目的広場の開催を第1候補として検討しております。

この大月の多目的広場につきましては、来年平成28年9月23日から25日に開催する第70回全国レクリエーション大会in岐阜のターゲット・バード・ゴルフ競技の会場地となっておりますので、その大会が終了した後に整備を行いたいというふうに思っております。

この準備状況でございますが、昨年度より、岐阜県、それから開催市町村へ逐次実施状況の調査や、また大会本番で私どもの職員が出向いて視察を行い、整備の経費やそれから運営の経費等々の2年後に行われます大会の運営に向けて、計画・準備を進めておるところでございます。

消防団のほうも、大会の優勝を目指して、岐阜市消防本部、瑞穂消防署の協力を仰ぎながら、大会の準備を行っていく予定でございます。よろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 若園正博君。

○5番（若園正博君） ありがとうございます。

私がなぜ、この消防の操法大会のことについてお伺いするかと申しますと、私もこの大会に参加経験がございまして、そのときにおきまして、恵那郡福岡町での開催でございましたが、非常に地域の皆さん等に手厚い歓迎をしていただきました。本当に士気上がる、向上するようないの気持ちにさせていただきました。ぜひとも瑞穂市にお越しになられます皆さんにもそうした敬意を持ってお迎えしていただけるよう、心からお願いいたします。29年、私はこの

場におれるかどうかわかりませんが、市長さんはお見えでございますので、ひとつどうぞよろしくをお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御答弁いただきました執行部の皆さん、本当にありがとうございました。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上で若園正博君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、午後は1時から再開をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

9番 広瀬捨男君の発言を許可いたします。

広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき4点について執行部にただしたいと思います。

1点目は地籍調査事業の推進について、2点目、シルバー人材センターの充実について、3点目は東海道本線橋梁下の市道・水路の整備について、4点目は交通政策基本法及び交通政策基本計画に伴うコミュニティーバス・路線バスの運行路線、時刻表等の検討について。

以下、詳細については質問席から質問させていただきます。

まず初めに、地籍調査事業の推進についてお尋ねをいたします。

当市の行政指導及び地元役員、地権者等々の皆さんの協力のもと、地籍調査事業を推進することにより、土地境界の明確化、公共事業の円滑化による事務経費の節減、災害時の復旧事業の円滑化、課税の適正化ができます。御存じのように、費用の補助率は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ですが、特別交付税80%参入ということで、御案内のように市町村の実質的な負担は調査費全体の5%と少額で済むわけでございます。

また、市が道路の拡幅をする場合、従来は市の土地買収する境界のみを確定すればよかったのですが、平成17年2月18日、不動産登記規則の改正により、1区画全て測量する必要がある、測量費が増加をしてまいりました。

地籍調査事業の推進により、各種整備計画に利用でき、調査費用も節約でき、一石二鳥、三鳥と考えます。そこで、地籍事業の推進について市長にお伺いいたします。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 地籍調査事業は、平成14年度、巢南町のときに全域に地籍図根三角点の設置から始まりまして、呂久地区を平成15年から18年度、大月地区を平成16年から17年度、中宮地区を平成16年から19年度、十八条地区を平成20年から21年度、古橋北1地区を平

成20年から21年度ということで、合計面積0.83平方キロメートルが終わっております。

現在の国土調査事業による市の10カ年計画では、平成22年から31年度において、十八条地区、古橋北1地区、タリ地区、古橋南1から4地区の合計面積0.74平方キロメートルを計画しているところで、現在はその10カ年計画の進捗率は33.4%ということになっております。

瑞穂市全体の面積28.19平方キロメートルのうち、地籍調査対象面積は23.76平方キロメートルとなりまして、区画整理事業完了地区や地籍調査終了地区を合わせますと2.56平方キロメートルが終了しております。

瑞穂市全体の進捗率は10.8%でございまして、県内42市町村の20位というような順位となっております。

ちなみに、平成26年度末時点の岐阜県全体の進捗率は15.7%となっております。

次期国土調査事業による市の10カ年計画策定は5年後となり、現在計画地区は決まっておりますが、各地区と協議・調整を図りながら、計画区域を定めてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 細かくどうもありがとうございました。

今きちっとやっていただいたんですが、地籍調査事業の、県にもあるし市役所にもあると思いますが、県が発表しているパンフレットのようなものがありますんですが、それを見ますと北海道からずうっと中部を経て九州まで書いてあるわけですが、グラフになっているわけですが、逆に山間地というか、北海道・東北が御存じのように進んでおりまして、そして関東・中部が遅くて、関西も遅い、そして今度、九州等は四国と山口、あの辺のところが進んでいるということなんですけれども、私は反対だと思うんですけど、結局やりにくいし、そして瑞穂市でもタリで私は関係があったんですけど、市の職員さんも大変なんですよ。立ち会いのときになかなか、私もちょうど議会中やったもので、後でやっていただいたんですけど、本当に大変だと思いますので、おくらしているわけではないと思いますけれども。

また、ちまたの話では、何かいい方法が模索されているというようなことも聞いておりますので、その辺のことはまだ言えないかもわかりませんが、市のほうで何かそのうちにほかの方法で何かいい方法があるのではなかろうかと思っておりますけれども、私は先日までちょっとそういうことを知らなかったんですが、何かそんなに市の負担もかけずにやれるような方法を模索というような話がありましたので、その辺についてが話せないかどうかわかりませんが、部長にありましたらちょっと教えてもらいたいと思いますが、それはちまたの声ですので、まだ発表できないかもわかりませんが、その辺のところをよろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 総括質疑のところで、くまがい議員のところでも少しお話しさせ

てもらったと思いますが、地籍調査だけに頼ることなく、やはり法務局のほうが、かつての震災で土地境界が非常に難しい、地権者の関係も難しいとかということで、それが足かせになって復興がおくれるとか、そういうこともあります。それから、公共事業もそういうことで進まないというようなこともありまして、法務局のほうで土地家屋調査士さんの協力を得て、直接法務局、ここですと岐阜地方法務局になりますけど、ここがいわゆる14条地図を作成するというような作業が、私も実は最近知ったような状況ですが、穂積地区で人の屋敷の下に水路が通っているとか、道路が通っているとかというような地図混乱地域と言われるところでございますが、そういうところでさらに市街地のD I D地区を主として、そういう作業、要は境界の確定を直接法務局がやっていただけるというようなこともお聞きして、最近穂積地区の区長さん、自治会長さんのお名前で御要望、そのような作業でぜひともやっていただけないかというような御要望があったわけなんですけど、そういう新しいやり方で皆様の土地の境界とか、そういうことを決める方法もできるということもお聞きしたので、そういうことも活用して、積極的にやっていきたいなというふうに考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 言ってもらえないかなあと思ったら、そういうことを言ってもらえたいで、本当にそんなふうでいい方法があれば、市の職員もだし、市の財政も楽になりますし、何回もというか、数回やらせてもらっておるもんであれなんですけど、先ほど言いましたように中心のところが、一番大事なところがおくれているということですから、やっぱりそういう災害も多いし、それはいいことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2点に移らせていただきます。ありがとうございました。

それでは②のほうで、市有地穂積3132－2、3133－2、3134、3138等の道路整備についてお伺いをいたします。

御存じのように、市有地のこの番号ですが、もう昭和の46年から50年にかけて、あの地区が非常に道路整備が、赤道は1本あるんですが、幅が狭いし、そして一時、柳になったり、桑畑になったりということで、非常にいろいろ問題がありまして、それで道路を広くするために、やはり当時の穂積町へ移管をして、そして全体的にやってもらおうかということで行われているわけですが、なかなか思うようにいっていないわけです。

それで、平成9年の10月4日で関係者15名が連署にて町長に対し、道路整備促進要望書が提出されておるわけでございますが、現在も、そのためにやってもらったわけじゃないんですが、地籍調査の中にも入っておりますので、鋭意努力中だと思いますが、その後の経過について、あるいは今後の見通しについてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 総務部長 大岩清孝君。

○総務部長（大岩清孝君） この件につきましては、地籍調査において関連の土地は確定が済んでおりますが、権利関係で一部滞っているものがあるため、事業が前に進めない状況でございます。権利関係の内容については、関係者がどなたになるかを調査いたしましたので、相続人の確認は済んでおります。

今後は、この事業をどのように進めるかについて検討を練っているところでございます。事業の支障となっていることについて、弁護士や土地家屋調査士に相談しているほか、庁内でも調整を行い、解決策を検討しておりますので、また皆様の御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔9 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） 今、総務部長からありがとうございました。

本当に権利関係で、何か途中で亡くなった方がありまして、当然その子息も亡くなられて、1 人だけが話がつかんというようなうわさは聞いておるんですけれども、いろいろと市のほうで、今、部長から話がありましたように、ある程度いろんなところと相談をしてやっていただいているということです。本当に長い間ですので、その関連で今宅地に住んでみえる人の分も何かひっかかっておるようなことがあって、この場合は名古屋紡績跡のこの間の開発のときにずうっと話をしていたら、土地がかかった人なんですけど、3 号地で、僕のところはいいけど、そういうところがあるから、これは名古屋紡のあれとは関係ないんだけど、道路をつくるために市に移管したということになっているから、本当にかわいそうだと、私のところの土地は普通のあれで売却するか、買っていただくから、一日も早くそのことを、宅地であってその土地が入っておるということです。そういう点が二、三あったと思いますので、今の部長の話だと近々にもお話がつくようなことを聞いておりますので、ぜひそれを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、シルバー人材センターの充実について伺いをいたします。

少子・高齢化の進行で労働人口の減少が見込まれておるわけでございます。シルバー人材センターは自主独立の組織ですが、一方、老人福祉法第 3 条 2 項には、老人はその希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に従事する。高齢者の技術や知識、経験を生かし、地域社会で働くことは非常に大切なことだと思います。寝たきりの高齢者には的確に救済の整備、そしてまた一方、健康で元気な高齢者に対しては、働く機会を通じ、地域社会への交流を深め、生き生きと活動できる環境をつくり出すことが老人福祉法の意味するものと考えております。

こうしたシルバー人材センターの活動は、会員の健康維持・増進にも大きく貢献しており、会員の医療費、要介護者等は同世代の一般高齢者に比べて低く、現在社会的な課題となってお

ります医療費、介護費用等々の財政にも大きく寄与しているということは、全国シルバー人材センターが全国の自治体に調査依頼をして協力していただいた結果で判明したようでございます。

御存じのように、岐阜県下21市のうち、瑞穂市を除いて20市、そして町ではたしか関ヶ原町、揖斐川町、大野町が公益法人で国庫補助対象団体でございます。

まず、国庫補助対象団体に向け、業務の拡大、事務処理の適正化等について、鋭意努力中と伺っておりますが、国庫補助対象団体の取得予定についてはいつごろになるかということについて伺いをしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 福祉部長 広瀬充利君。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまの広瀬捨男議員のシルバー人材センターの御質問にお答えいたします。

国庫補助対象団体取得予定につきましては、現在瑞穂市シルバー人材センターは一般社団法人となっておりますので、まずは公益社団法人に変更するための準備を行っている状況でありまして、平成28年度までには公益社団法人化を目指しているところとお聞きしております。

シルバー人材センターの補助金の交付を受けるには、原則として公益会計基準に従い、適切な会計処理を行わなければなりませんし、引き続きその運営の効率化、運営基盤の強化に努めなければなりません。また、活動拠点の基準は、交付申請時において会員数100人以上、かつ年間就業延べ人数が5,000人日以上が見込まれる団体となっております。

よって、この公益社団法人化が認められれば、定款変更後に登記変更し、その後に国庫補助申請を県に対して申請していきたいと聞いております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

25年度、26年度ということで、公共のものと一般、民間のものとあるわけですが、どちらもずうっとふえているということで、受注件数もふえ、就業延べ人員もふえておるということで、非常にいい傾向だし、たしか役員がかわられてからまだ間もないんですけれども、執行部の役員がかわられる前からも指導を受けておるわけですが、役員がかわってからは雑音も少なくなったと思うし、本当に28年度目途ということについては、執行部の皆さんの力だと思いますので、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

それで、わかりましたらですけれども、ひょっと手元にありましたら、26年度、25年度とお聞きしたんですが、24年度はどんなもんか。お手元にありましたら実績を教えてくださいと思います。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 24年度だけでよろしかったでしょうか。24も含めてということで。

○9番（広瀬捨男君） 24年度でよろしいけど。

○議長（小川勝範君） 広瀬福祉部長。

○福祉部長（広瀬充利君） そうしましたら、26、25と24のわかる範囲でお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

26年度の事業実績につきましては、契約金額が5,807万3,000円でありまして、前年度、いわゆる25年度ですが、4,549万2,000円となっております。比較をしてみますと1,258万1,000円の増となっております。

この契約金額につきましては、先ほど申されました24年度の部分はちょっと把握しておりませんので申しわけありません。うち、公共事業につきましては3,525万6,000円でございます。前年度、平成25年度ですが、2,539万3,000円と比較しますと986万3,000円の増となっております。また、うち民間事業につきましては2,281万7,000円となっております、前年度、いわゆる25年度が2,009万9,000円ということで、比較しまして271万8,000円の増となっている状況であります。

なお、受注件数につきましても893件ということで、前年794件より99件の増、就業人数につきましても、延べ1万992件ということで、前年1万67件と比較しまして925件の増。また、会員数につきましても、年度末143名ということですが、前年度平成25年度148名より、ここは5名の減となっているのが現状であります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そうすると、3年間こんなふうに微増というか、なっておりますので、前年度分から数年間というようなことになっていると思いますので、恐らく28年度を目標になれると本当にいいと思いますけれども、ありがとうございます。そんなふうであれば、ひとえに先ほど言いましたように執行部の御指導のたまものだと思いますので、それに感謝を申し上げたいと思います。

それでは第3点目で、東海道本線橋梁下の市道及び水路の整備についてお伺いをいたします。

瑞穂市内の東海道本線の橋梁下の道路・水路は多くありますが、最近、東海道周辺の池や水田が埋められ、工場、宅地にも相当開発されております。それに伴い、最近特に、先ほど言いましたように池がなくなるということで、JR東海道本線の下のやり方なんですけど、ほとんど幅は一緒ですけど、市道認定してあったり、してなかったり、いろいろあるわけですけども、当時はJRが、今残っていたのは古レールを曲げて、東海道線に直角にレールを敷いて、東海道線に平行に枕木をどちらも古材を使用してやってあるんですが、それが雨の降るところは途中から枕木にかえてあると思います。枕木だもんで、結構クレオソートの注入も十二分に

しておると思いますので、そしてその当時のはクリが多かったし、それでも傷むのがあるということで、コンクリートの板にかわっておって、管理をされていたわけですが、たしか昭和50年ごろだったと思いますが、ちょっと記憶がありませんが、日本国有鉄道でありながら、地方自治体も大変だということで、固定資産税を納入するようになりまして、それで当時の日本国有鉄道のほうから、全国的だと思いますが、私が聞いたのは中部支社管内という制度もありましたもので、その用地課長ですけど、ちょっと来てくれんかなという電話がありましたので行きましたら、今、全市町村から、ずうっとよろしいという承諾書をいただいたんですけど、たしか広瀬君は穂積町じゃなかったかと。そうですよと言ったら、松野友さんって女性の方か男性かどっちなのかなあというようなことを聞かれて、女性ですよと言って、いろんな話をしているんですけど、中部の管内で、今から言えば松野町長は偉い人かなと私は個人的には思うんですけども、そんなことはあなたの都合で通ったんだから、税金だつて出すように国が決めたことだから、維持管理はどうするんや、あなたのやるべきやないかということで、反論の回答が来て、あとは引き受けました、わかりましたということだった。本当に松野友町長はすばらしい。税金をやはりできるだけ自分で出さないようにということで、市の財産というか、収入が減るようなことはということで、管理すれば当然経費が要りますので、そういうことなんですけど、びっくりしたんですけど。

話は戻るんですけども、巢南地区、穂積地区ということは言っただけなんですけど、恐らく旧穂積町を除いて承諾書が来たということだもんで、私も一番先に一般質問をさせてもらうときに、ずうっと市内を見て回ったんです。やっぱり巢南地区はきちっと、どういうふうにしてあるか知らんけど、ほとんどが同じ幅なんですけど、みんなボックスになって、基礎を打ってあげたんじゃないかと。ボックスは中へ機械が入りにくいかなと思うんですけど、それは定かじゃないんですが、いずれにしても広いところで約2.4メートルぐらいのトンネルなんですけど、それがみんな十分、水路にも道路にも使えるようになっていると思うんです。

旧穂積のほうは、もう使えるのが少ないくらい。市道認定していても、それから枕木をみんな、あの辺は池が多いものですから、魚釣りさんがちょうど腰かけのかわりにいいものですから、みんなとっていつちゃって、雨のかかるところはコンクリートでも、それも外しちゃって、ほとんどのところが通れない状態。

私の小さいころは、あの近くに田んぼがあるんですけど、私も小さいときから、7つか8つかから田んぼへ借り出されて、5月、6月と暑いときにレンゲをとったり、菜種をとったり、小麦をとったりするときに、おまえはそう間に合わへんで場どりをしてこいと。トンネルの下でみんな取り合いなんですね。子供はむしろを敷いて、そこで場をとって、それで昼御飯をそこで食べるというようなことで、本当にのどかな、皆さん和気あいあいと。それでも狭いものですから、通れることは通れるけれども、大八が通るというようなことはないと思いますが、そ

の当時。それで、非常に憩いの場所で、本当ににぎやかなもんだったんですが、今はもうこの間も行ってきましたら、本当に、場所は言ってはいかんですが、例えば市が直していただいた一の町、稲里のあれだと思いますが、一の町の橋梁下のあれは軽いものできちっとやって、車が通れんようにとめてあって、見た感じ合成樹脂のようなものでやってみえたんです。ちょうど私は4時ごろ行ったかな。そうしたら、歩いて通る人もあるし、中学生ですけど、そして3人ぐらいは固まって、J Rのトンネルのところだけは歩けますけれども、あとは乗り入れのところもきれいに舗装してありますし、それは市道認定のされておるところですけど、直してもらってありがとうございました。

そういう点で、あとほかがちょっと直っていないところがあるんですけど、その関係でこの間、J R東海のほうへ行って聞いてみたら、何であんな軽いのか、何か負荷をかけんように軽くせよということだったけど、せっかくやるならあれだと自分の意見を言いましたら、そんなのあなたがついてこんでだわと言われた。それは向こうが済んだ後ですのであれですけど。

いずれにしても敷地内のところだもんで、黙ってやることはできないもんですから、その辺のところについて、いろいろ教えていただきたいのと今後の計画をお願いします。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員はかつて国鉄にお勤めになられたということで、大変古い話、経緯を非常に今勉強させていただきました。

議員の過去からの御指摘にありますように、別府から稲里に当たるところには3つほどのトンネル形式の橋梁がございます。これはJ R東海の呼び名で言いますと、中川に近いほうから言いますと、甲五の町橋梁、それから乙五の町橋梁、一の町橋梁、この3つのことを今お話しされたことと思います。

一の町橋梁につきましては、人道橋として線路を枕木にかえましてFRPによる通路橋を設置いたしました。施工に当たっては、J R東海との協議の中では、既存の長円形のトンネル部の構造設計条件が不明なことから、軌道に影響を及ぼさないためにも現行の通路橋の重量増にならないようにすることが必要なことなどから、施工するには大変大きな制約があったということでございます。

現在、これが改良されたことによりまして、北側にあります橋本北霊園という墓地にお墓参りされる方々の利便性が上がったものというふうに考えております。

残ります甲五の町橋梁、それから乙五の町橋梁につきましては、現在市道認定はしておりません。いずれも過去については通路橋として水路の上にレール、それから枕木でもって、実際には人の通行もほとんどなく、現在市道として管理していなかったこともありまして、通行不能という状況で、今のところ通路橋として改良する計画は持っておりません。

なお、甲五の町橋梁につきましては、穂積中学校北側にありました池を埋め立てた北側に位

置いたします。今後、テニスコートの整備計画や市道認定の状況から、この道路機能としての必要性はないものと考えております。しかし、今回のそれらの整備計画にあわせて、周辺の水路の整備が行われることになれば、この橋梁下の水路がそのまま排水機能が発揮できないという可能性があると考えておりますので、穂積中学校のテニスコートの整備にあわせて検討してまいりたいと思っております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

そうしますと、甲五の橋梁も市道認定じゃないですね。この前お聞きしたときに、部長の名前は言いませんけれども、市道認定しているよと言われたんですけども、最近変わったということでしょうか。ちょっと済みません。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 以前の会議録をちょっと調べさせていただきまして、20年の3月、6月に議員から御質問があったときには市道認定がしてあったというような答弁をしておりますが、その後、先ほど言いましたように通行不能区間という意味合いと、それから26年の7月に市道全体の路線を見直したというところで、このタイミングで市道認定をその部分については外したという経緯がございます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） 別段、私は市道認定してあるで云々だということはない、事情はいろいろ変わってきますもんであれですけど。甲五の北側はもう一部、この間ちょっと見に行ったんですけども、もう寄りつけない。何かある会社の工場の中へ入っていつておるようなもんで、ちょうど3時くらいで休んでみえて、封筒も持っておるし、調子悪いもんで、こんにちは、こんにちはと言って通ったんですけど、本当に道路のところでもL字形のところでも、何か工場の中におるような感じで、その肝心のところは何か払い下げしてあるような形で、御案内のようにあれは旭化成が来るときに市のほうで4メートル買収されておるわけですね。東海道線の山側のほうはね。穂積の駅からずうっと4メートルあったんだと思いますけれども。その辺のところ、その分も含めて何か通れないような感じだもんで、今部長が言われるように、五の町のあれは今現在市道認定じゃない。それは関係なく、使いようがないから水路だけはきちっと掘って、水害のためにということと言われたんだけど、それはそれで現在に合わせたようにしてもらいよりやむを得ないと思うんですけど。

それで、あとのことはいいですね。五の町も深くしてもらおう。あれはちょうど特に別府の輪中というのは、今は輪中のあれはないんです。もとの輪中の一番南で、一番大事なところだも

んで、やっぱり今、さすが部長、見てあるもんであれですけど、やっぱり深くしてもらわんとね。ちょっと今はもう、いろんなヨシだとかススキみたいなものも一部生えておりますし、そういう点ではよろしくお願いしたいと思います。

それで番号を、私もいけなかったですけど、関連するんですけど、旭化成の南のところで、県の職員と県警のほうとのアパートがある。その東側に、あれは水路だけだったかね。それがあるって、それは区長さんからあったのかどうかは知らんけれども、水田がＪＲの北にあるんだけれども、どうも水の入りは北からとっているんだもんで云々と言ってみえたんですけども、何か水の入りが悪いということは、その水路がだんだん高くなってきておるんじゃないかなと思うんですけど、水路専用のもののように思うんですが、ちょっと寄りつきがたいものですから、北からも見にくいが南からもちょっと今は草が生い茂っておるものですから、恐らく水路だけだと思いますけど、その辺のところは。見てもらえるといいですけど、全体の管理としてももう少し深く、区長さんのほうから改めてあると思いますけれども、そういう点はまた全体的に地元の、私が聞いたときも区長さんに相談をして、できるだけ管理をしていきたいということもいただいておりますので、その辺のことの今後のあれを、一部水路のほうは、先ほど聞いたのはどんなふうな御予定になっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今御指摘の旭化成南側のＪＲを横断するトンネル形式のものは、これは水路だけですので、通路としてはもちろん機能していないということで、ただし今言われますように水路の排水機能に支障を来しておるようであれば、改良は必要があるかなあというふうに思います。

たまたま、このＪＲの北側で今回道路改良をやっていきますので、その際にもう一度点検して、必要があればその対応もしたいというふうに考えております。

〔９番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○９番（広瀬捨男君） 鹿野部長、ありがとうございました。

そういう点で区長さんにも、前の区長さんが言われたもんで、今の区長さんに言って、ちょっと市役所に相談しておいてくださいと言いましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、第４点目、コミュニティーバス・路線バス運行経路及び時刻表等の検討についてお尋ねをいたします。

交通政策基本法が平成25年11月27日成立し、同年12月４日公布、施行されました。この法律の概要は、我が国において国際競争の激化、経済の低迷、災害に強い国土・地域づくり、人口減少、少子高齢化など、交通政策に求められる役割が大きいことから、国が自治体、事業者等と密接に連携し、総合的、計画的に必要な施策を推進していくため、交通に関する施策につい

ての基本理念を定め、国、地方公共団体と関係機関の責務等を明らかにされたものではないか
と思っております。

今後、国・市で基本計画を策定し、財政など必要な支援措置を講じて、横断的に交通政策を
展開する。利便性の高い公共交通を推進する追い風とするため、コミュニティーバス・路線バ
スの運行路線及び時刻表の検討について、市長にお尋ねをいたします。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを
定める交通政策基本法に基づき、平成27年2月に交通基本計画が策定されました。この計画で
は、交通に関する施策の基本的方針、施策の目標、政府が総合的かつ計画的に講ずるべき施策
等を定められていることから、地方公共団体は基本的方針の一つである「豊かな国民生活に資
する使いやすい交通の実現」を目指した施策を策定し、実施することとなります。

瑞穂市が進めます交通施策につきましては、さきの瑞穂市第1次総合計画後期基本計画にお
いて、コミュニティーバスの利便性向上、駅周辺環境の整備、総合的な公共交通ネットワーク
の形成が記載されております。現在、第2次総合計画を策定中でありますが、次期総合計画に
おきましても公共交通の充実を掲げ、地域の実情に合わせた公共交通ネットワークづくりを推
進したいと考えております。

その中で、コミュニティーバスの利便性向上の一つとして上げられます路線及び時刻表の改
正について御説明を申し上げます。

現在、みずほバスは、平成25年4月に路線の再編から始まっており、ことしで3年目に入り
ました。この間、1便当たりの利用者数は再編成前の22年から24年の3年連続で減少しており
ましたことに対して、25、26年度は2年連続で増加しております。新しい路線が市民の方に
徐々に受け入れられていることと思っております。

したがいまして、現段階ではみずほバスの調査を重ねることで利用状況を分析する段階であ
ると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど路線の再編ということで、路線を見直したことにより、本田・唐栗線では、巢南地区
の利用者の方に、以前に比べて利用しやすくなったかというふうに思っております。

また、次に路線バスについて御説明を申し上げます。

現在、瑞穂市内では大野穂積線、美江寺穂積線が運行しており、瑞穂市民が岐阜市や本巣市、
大野町、北方町といった市外に移動できる貴重な交通手段となっております。時刻表に関して
も、大野穂積線は朝6時から夜の9時まで、それから美江寺穂積線は朝6時台から夜の8時前
まで運行しているため、穂積駅、岐阜駅を利用する通勤・通学客にとって、利用しやすい路線
であるというふうに考えております。

また、大野穂積線につきましては、昨年10月より別府保育所、馬場上光町、馬場春雨町の3つのバス停を増設していただきまして、利便性を高めました。岐阜バスでは岐阜市内中心部以外のほとんどのバス路線については赤字で運行しているというふうに聞いております。国・県・市の補助金なしでは運行できない状態でございます。今後も補助を続けながら、他地域とのアクセスを確保していきたいと思っております。

また、瑞穂市の南側でございますが、瑞穂市より南の地域を結ぶ路線バスにつきましては、現在のところございません。過去に瑞穂市から南の地域で穂積駅への乗り入れに関してアンケートを実施されたことがございます。需要がそれほど多くなかったということでしょうか、これらの地域は通勤の方が車を利用するということが考えられますし、瑞穂市の南、安八町、輪之内町、海津町では大垣市や岐阜羽島駅などに向かわれるということで、現在路線バスの穂積駅への乗り入れになっておりません。メリットがなかったというふうに結果が出ているかというふうに思っております。

以上のことから、引き続き他の市町を含めました交通ネットワークの研究を行いながら、さらなる交通施策の推進に取り組み、市民が快適に暮らせるよう努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

部長はよく勉強してみえるのであれなんですけど、コミュニティーバスについては、この減ったときだったと思いますけれども、県庁へ行って一覧表をもらったんですけど、そのときでも瑞穂市とそれから岐阜の加納だったか何か、2つくらいと競り合うぐらいの、10人まで行かない、8人9人というのがそろっておって、山県もちょっと見に行ったけど、本当に1人か2人というのやゼロというのもあるようですけれども、そのことを思えば、やっぱり人口密度も高いんでしょうけれど、そういう点では努力して、私は今の部長から説明のあった前の減るときだったと思いますけれども、結果的には、今はそれであれからふえているんですから。ただ、日中ちょっと休みが多いのと、ちょっともう1便ぐらい朝夕あるといいなという意見は穂積駅を中心のものは言う人もあるんですけど、コミバス全体のあれからいったら十分県下では有数のところだと思って、岐阜市に次いで、平均したらどちらがどうかというくらいだと思いますので、今の状況では幾らでも多くなると皆さんの声があったもので、確かに多いほうがいいに決まっているんですけど、バスとしての乗車効率としては、割と今のところ、いろんな面で職員もいろいろと勉強したりして検討されていることも影響しているかと思います。

それで、御承知ですけれども、先ほどの法改正のものについて言うんですけど、ある市町で路線バスにはちょっと初めて、赤字の5割以上のものは負担するとかというようなことが初めて

許可になったというのがあったようですけれども、それはいろんな状況があると思いますので、それがあから瑞穂市の今の路線バスはそんなにないですから、それが出せるかは私は専門じゃないもんでわかりませんが、そんなことがあるということだけ、部長は恐らく勉強してみえるであれだと思いますけど、よろしく願いいたします。

それではありがとうございました。時間もちょっとありますけれども、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小川勝範君） 以上で広瀬捨男君の質問を終わります。

次に、3番 くまがいさちこ君の発言を許可いたします。

くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

本日、私の一般質問は3つございます。

1. 教育大綱について、2. 下穂積公園の整備、取得について、3. 瑞穂市公共下水道事業計画についてでございます。

まず1番から行きます。

平成18年、2006年に教育基本法が改正され、教育大綱を市長が定めるとされております。それまで教育というのは教育委員会が独立していたものを政治、行政をつかさどる市長も口を出せる、連携、協議するという法律にかかわっております。基本的に私はこれに反対をいたしますが、法律はそうように変わり、この教育大綱というのを市長が定めることになりました。

第2回総合教育会議、第1回もですが、傍聴しております。

つきまして、この教育大綱案について、教育大綱とはどういうものかお尋ねしたいと思います。そもそも大綱とはどういう意味でしょうか。それから、教育大綱ですから教育ですね。その教育についての大綱ですので、教育とは何を指すのか。この2点を市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員の教育大綱についての御質問にお答えをいたします。

まず初めに、大綱とは大もとになる事柄をまとめたものをいうと考えます。また、教育とはということですが、教育には幼児教育、学校教育、生涯にわたる教育、社会教育、政治とか宗教にわたる教育というものがあるというように思います。それらの教育を総称して、一人の人として責任を持った生き方ができるように、生涯にわたり知識や教養のほかに倫理観や道徳観などの良識を育み、社会の中で自立し、社会貢献ができるように導くことが教育であるというふうに私は考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 最初に登壇のときに言い忘れましたが、瑞穂市は一問一答でございます。毎回、一般質問のときに申し上げておりますが、答弁は私の聞いたことだけ簡潔明瞭にお答えください。毎回同じことを申し上げております。不足の分については、また聞けますのでね。微に入り細に入り、子細な答弁は求めておりません。私たち議員は、年間4時間しかこの時間がございませんので、非常に貴重な時間ですので、簡潔明瞭にまとめてお答えいただきます。特に市長にお願いいたします。

今の質問は市長にしたものですので、市長に改めてお聞きしたいと思います。どうして市長と教育委員会が教育大綱をつくるということになっているのに、市長部局の事務は企画財政ということは存じておりますが。ということで、改めて通告どおりお答えいただきますようお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず大綱のどの部分からお答えしたらよろしいんでしょうか。率直なことを言ってください。今、全部答えなくてもいいということを企画部長におっしゃられましたので、どの部分から私はお答えしたらよろしいんでしょうか。それか私が自席に戻りましてから、もう一度、一問一答でございますので、ここでまた御質問を受けてもよろしいかなと思いますが。

○議長（小川勝範君） なら、市長、席へ戻ってください。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） ですから、同じことをお聞きしているんです。通告どおりです。大綱とはどういう意味で、教育とは何を指すのかです。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 大綱とはということでございますね。

まず、このたび、この4月から制度が大分変わりました、皆様方もなぜ企画部長が登壇したのかというところがあったかもしれませんが、ちょっとシステムが変わりまして、教育委員会自体もちょっとシステムが変わりまして、そんなこともあったから、企画部長にちょっと答弁してもらったんですが、それでは長話になるといけませんので、まず大綱とはどういう意味かということでございますが、率直なところ、私の調べる範囲では、ある事柄の根本となるもの、大つかみに捉えた内容、大要と私が調べた辞書ではございました。以上でございます。

○3番（くまがいさちこ君） 教育も……。

○市長（棚橋敏明君） 教育も答えてよろしいですか。

私自身の教育ということも踏まえて、これはお答えさせていただきます。

これは非常に難しいこともあるかもしれませんが、私自身考えておりますのは、1つ目は家

庭の中で行われる家庭教育、2つ目は学校で教職員により行われる学校教育、3つ目は広く社会において行われる社会教育、この3つと捉えておりますが、これに関しましては非常にさまざまな御意見があろうかなと思いますが、私としてはこの3つに捉えております。よろしいでしょうか、ひとまず。またこちらのほうで。

○議長（小川勝範君） 市長、議事はこちらがやっておりますので。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 大綱というのは大づかみですかね。基本的な理念ですね。考え方というか、これは辞書を調べると出てきます。ですから、教育の大綱と言ったら、そのまちの、瑞穂市教育大綱をつくるわけですから、瑞穂市の教育理念。瑞穂市の教育の目標とすべき基本的な考え方ですね。よろしいですね。

それから、教育というのは、お2方に御答弁いただきましたが、分野とあと森部長は基本的なことを言われましたが、分野としてはそれでよろしいと思うんですが、では教育基本法、改正されたもので結構ですが、教育基本法の3本の柱というのはどういうものでしょうか。教育大綱をつくる立場の市長にお聞きします。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 3本の柱と同時に、私どもでこの教育大綱をつくることにおいて文部科学省及びその関係から、次の部分を非常に大事に下さいよということで聞いておくことがございます。こちらを答弁とさせていただきます。

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであること。2として、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるとされているが、教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、地域の実情に応じた大綱を策定するもの。そして、3として大綱が対象とする期間は、市長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画が5年であることから、4年から5年程度が望ましいこと。ということは、ある程度改正できるということも一部あるのかもしれませんが、そのようにしております。4番として、市長が策定する大綱は、教育委員会のこれまでの政治的中立の立場は変わらないため、教育委員会に属する権限を市長に与えるものとなつてはいけませんが、大綱が策定されたら、そこに記載された事項は市長及び教育委員会の双方が尊重しなければならないこと。さらに、大綱は教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるなどの観点から、市長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において十分に協議、調整を尽くすことが肝要と言っています。

また、大綱の記載事項についても文部科学省は次のように言っています。続けてよろしいでしょうか。

○3番（くまがいさちこ君） 聞いていないことを答えないでください。全然聞いていません。

○市長（棚橋敏明君） わかりました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） ですから、教育の大綱をつくるわけですから、教育の憲法である教育基本法の3つの柱を、全部言葉を入れなくてもいいんですけど、基本的にわきまえていなければ書けないわけですから、それをお聞きしたんですが、お答えが得られませんでした。もう一度申し上げますが、聞いたことだけ答えてください。非常に私にとっては貴重な時間ですので。

これは教育長さんをお願いします。答えが得られなかったのです。

○議長（小川勝範君） 教育長 横山博信君。

○教育長（横山博信君） 教育基本法の大きな3つの柱と言われまして、今どの言葉を言えたいのかが思いつかないんですが、質問の意図がよくわかっていないんですが、旧法になかったものとして幾つかのものは上げられておりますけれども、3つの柱というのが何を指すのか、今ぽっと思いつかないのでごめんなさいということですが。

大綱に対しては3つのポイントというのは示されていますけれども、そのことではないですか。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 先ほど午前中にどなたの質問だったかな、教育長さんは教育基本法というのは憲法と連動しているという意味をおっしゃいましたね。さすがだと思いました。ということで、憲法のじゃあ3つの柱って何でしょうか。市長にお答えいただきます。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

今の質問は通告してございませんので、市長、答弁できんでしょう。答弁しますか。

くまがいさちこ君に申し上げます。この質問は通告してございませんので、次の質問に回してください。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 一問一答は最初の質問とか数字とか、そういうことだけを通告するんであって、再質問から全部は通告はしておりません。従来どおりです。ですから、憲法について市長のお答えもなく、教育基本法の3つの柱も教育長さんのお答えもないと。ですから、ここからつなぐわけですが、非常にこの示された瑞穂市教育大綱がおかしなことになっているんだと思いますよ。

つまり、教育基本法は改正されたわけですが、3つの柱については、その言葉については削除されなかったわけです。いろいろつけ加えられたのはありますけれどね。これは憲法の3つの柱と全く同じなんですね。

ちょっと順不同で言いますが、基本的人権。これは教育基本法では個人の尊厳になっておりますが、2つ目に平和主義ですね。教育基本法では世界の平和のためにと書いてあります。平和です、つまり平和主義。3つ目が憲法では民主主義。これは中学の3年の公民で習うと思います。基本的人権、平和主義、民主主義。教育基本法では個人の尊厳、世界の平和、民主的な社会をつくるためにということですから、これを踏まえて教育大綱はつくらなければならない。3つの言葉を入れるか入れないかは別です。とにかく大綱は理念であって、文科省は教育大綱とは教育の目標の基本的な理念や施策の根本的な方針を入れると。今、これは市長さんにお答えいただきましたね。

だから、具体的な施策を書けとは言っていないんです。方針です。そろそろ発表されておりますが、どこの教育大綱でも理念と方針ですね、教育大綱は。以下、施策になっていくわけですね。こういう構成にこの間の案は全然なっていないと。

議長にここで資料の配付を求めます。

○議長（小川勝範君） くまがい君、いいですか。表ですね。裏は違いますね。

○3番（くまがいさちこ君） はい、そうです。バツがしてありますね、裏は。

○議長（小川勝範君） バツが見えませんので。表の分なら結構です。配付してください。配付中も時間は進んでおりますので。

○3番（くまがいさちこ君） 前の人とはめましたよ。今まではとめていましたよ。

○議長（小川勝範君） 早く配ってください。

○3番（くまがいさちこ君） どうして私だけ差別するんですか。今まではとめていました。露骨過ぎますよ、やることが。休憩してください、配付中は。余りにやり方がひどい。ほかの人もちゃんと言うべきですよ、見ていないで。

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君に申し上げます。

この資料を配付する前に休憩を求めてから配付を要請してください。

○3番（くまがいさちこ君） そんなこと、今までやっていないじゃないですか。そんなふうになんてやっていません。

○議長（小川勝範君） 早く配ってください。

〔「前例になっちゃうから、それは議長、これから配るときも」の声あり〕

○3番（くまがいさちこ君） 今までと同じやり方をしてください、ちゃんと。急に変えないでください。知らん顔をするのはやめてください。

〔資料配付〕

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） ここで瑞穂市教育大綱の案、これはもうネットにもいち早く教育委員会は載せてくださいました。

一番上に基本理念がありますね。その下に「教育立市みずほ」の実現に向けてと。ここに基本的な方針が各市は書かれております。時間がないのでちょっと例は出しませんが、各市ともそういう組み立てになっておりますが、下の実現に向けてのところも、いきなり1のところでは新規保育所の民間参入を検討すると。もうこれは施策ですよ。ですから、大綱にはちゃんと大綱が書いてあって、そして施策も書いてあるなら、まだいいと思うんですが、まず基本的な方針がこの4つだと思うんですけどね。だから、これだけでいいわけですね。

その上なんです、基本理念「教育立市みずほ」というんですね。これは瑞穂市の教育の基本的な、根本的な考え方ではありませんね。教育立市みずほ、つまり瑞穂市のまちづくりを教育によってやりたいという意味だと思います。市長は選挙のときのチラシにいろんな立市をつけていますね。6つ、介護立市とか、防災立市とか。この1つなわけです。

教育でまちづくりをしたいという意味になりますが、バイエデュケーションですよ。ということは、教育でまちづくりをしたい。教育によって。つまり手段ですよ。だから基本的な理念ではないと思うんですが、いかがですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ここで言うております立市ということは、あくまでもそれだけ一生懸命教育をやりましょというような表現でございます。決して今おっしゃられたような作為的なことでは考えておりません。

それと同時に、これを配付させていただいたときは、まだ予備段階での教育委員会ですね、この大綱につきましては。あくまでも、この一番上に書いてございますように、案でございます。そのときにさまざまな教育委員の方々から、当然このことにつきまして御意見を出してくださいということで賜って、これが決定ではございませんし、あのときにくまがい議員さんも傍聴しておられましたから、その流れは十分御承知の上だと思います。

あくまでもこれが決定版でもございませんし、私のほうからも皆様方から忌憚のない意見を出してくださいと伺うためのこれは基礎資料でございます。あくまでもそのところを、この案というところ、それと同時に実際の制定は平成28年4月1日を目指しているものでございまして、そのときに私の口から発しました、どうか皆さん忌憚のない意見を出してくださいと言ったところに、やはりある程度の流れということをお理解いただきたいと思います。これが決定ではございませんので。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 全て存じております。

傍聴いたしました、この下について、例えば赤ちゃんから教育委員会がやるのかとか、そういうようなことは出ました。順番は、これを上にしたらどうかとか。でも、この基本理念については一つも出ませんでしたね。大変不安に感じました。

ですけれど、あの場で多分初めて教育委員の方もこれを見られたと思うんですよ。事前に資料が配られた形跡がなかったですね。これが配られたら、一瞬みんな黙っていましたから。しんとしていましたから。ですから、非常に不安に感じました。

市長が教育の一番上の理念を書くことになったということは、議員たちも公に、もちろん市民もこれについて意見が言えるということになったわけですよ。そうですね。ということで、本日の一般質問にしております。

市長がおっしゃるとおり、これは案ですから、この教育の基本理念をちゃんと、意気込みはわかりますよ。でも、6つも何とか立市があるわけですから、全部並行に並んでいるわけですから、教育だけを熱心にやるとは思えないわけですよ。このマニフェストから見るとですよ、公約から見ると。

ということで、意気込みはわかりますが、それをここに持ってきたいお気持ちもわかりますが、実際に求められているもの、市長が書くべき教育大綱というのは一体何かという話なんです。

市長は御存じだと思いますが、岐阜市は教育立市というのを掲げていますね。岐阜市長も幾つも掲げているわけですよ。〇〇立市というのを。ところが、瑞穂市と違うのは、この〇〇立市の中で、岐阜市は教育立市が市政運営の真ん中だと、これに据えると。そして、議長や議員やPTA関係者や教育学者を引き連れて、世界の教育先進国のフィンランドまで行っていますね。本当に財産は人材だと、これからは。フィンランドも日本も似ているんだそうですね。資源がない。だから、教育でと。フィンランドは失業率が20%を超えたときに、数少ない予算を教育に投資して、今経済も立派に立て直っているわけですね。ですから、そこを見に行っただけです。だから、ここが違うんですね。教育立市ということです。

ですから、今市長は、これはあくまで案なので、このとおりではないと言われましたので、この基本理念のところをちゃんと教育基本法、改正されてもこの3本の柱は憲法にのっとってちゃんと入っているわけですから、これを踏まえ、それから御答弁いただいた分野も踏まえて、これは施策のほうですけどね。施策の基本方針のほうにちゃんと分野を入れ、そしてこの基本理念のところにはきちんと憲法や教育基本法で大事にされていることを踏まえたものを案としてもう一回出し直していただきたい。あの委員会でも、総合会議でも出ていないわけですから。いかがでしょうか。その点をお願いします。

○議長（小川勝範君） 棚橋市長。

○市長（棚橋敏明君） あの時点におきまして、私たちなりに考えました。そのときに、先ほど申しました文科省から来ています次の留意事項を示していますというところですね。まずはここに私たちは見たわけです。ですから、先ほどくまがい議員さんがおっしゃられました部分、さらにそれがあるかどうか、まず確認いたしまして、そういったことを踏まえなきゃいけないよという補足があったりとか、また中心に据えなければいけないよとか、そういった文言がどこかにあると思いますので、まずは調べてみます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） だからおかしいんですよ。文科省が、さっき市長が言われたのは留意事項でしょう、今おっしゃったように。つくるときの留意事項しか言っていないんですよ。教育基本法を踏まえてなんていうのは、もう当然のことですから。じゃあ、全て憲法を踏まえてなんて一々言いますか。それがあるかどうか確認してからつくりますって、いかにわかっていないかと思われちゃいますよ。

もう1回お聞きします。教育というものの、憲法でも教育基本法でもちゃんと柱になって、ですからよそのを全部見ても、不足部分はあるにしても、全部基本的な考え方になっているんですよ。だから、これをこのまま通したら、まあ瑞穂市はまたということに私は非常に不安です。

今市長が言われて、確認して、文科省が出しているのに教育基本法の3つの柱、3つの柱じゃなくてもいいですよ、踏まえてのがなかったら、このままで行くわけですか。

○議長（小川勝範君） 棚橋市長。

○市長（棚橋敏明君） 先ほども申しましたように、教育基本法も含んだ上で、その上で当然これは来ているもの。これは誰しもがわかることじゃないですか。ですから、何もそこを見ないでということを行っているわけじゃありませんじゃないですか。あくまでも、それを踏まえた上で、文部科学省はさらに次の留意事項を示していますということですから、決してくまがい議員さんがおっしゃられたことを誤解しているわけではございませんので。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） を踏まえてということですね。文科省が出しているのは留意事項ですのでね。市長がおっしゃったように、つくる場合のね。何をつくるかは教育の基本理念ですから、瑞穂市の。ぜひ踏まえてやってください。お願いします。

ということで、2 番目の下穂積公園の用地取得に参ります。

これは6月に私が質問をし、それが9月の議会だよりに出ました。ちょっと時間が、これで

30分使いましたので、ちょっと急ぎますが、議会だよりのまとめでは、中切と下穂積の境目にあるから公民館がつくれる。つukれないということは知らずに、両自治会の方々が仲よくやっていければという思いで公民館をつくれればいいですねと言っただけと。これがわかったんですから、公園には公民館はつukれないと。この後どういうふうになさるのか、お聞きしたいです。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 6月の議会で市長のほうに申された話につきましては、公園の敷地が中切自治会と下穂積の自治会のちょうど境にあるということで、隣にある自治会同士が触れ合える場となることを期待してとの意図を持って申し上げられたことと思います。

公民館を建てるということにつきましては、市長が議員時代に十分建てるかどうかということとは承知されずに、そういう意図を持って言われたというふうに理解しておるところでございます。

今後につきましては、6月にもお話ししたとおり、公園として今、私どもとしては地権者に対して、測量が終わって用地の交渉に入っているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 6月議会でも申し上げましたが、公民館はつukれないことが明らかになったわけですから、地元にしかり説明してください、公民館はつukれないと。

その上で公園の話に参りますが、公園はここに資料がございます。資料配付は全部私の場合は時間に入るそうですから、もうやめました。資料の説明をいたします。ここに2011年、ちょうど4年前に瑞穂市が出した公園の基本計画の具体的なものがございます。これが、私たちには4年前の9月に配られたときに6つしかなかった。はっきり覚えています。それが今頼むと7つ目があるんです。どうして7つ目があるんですかと言ったら、後から加えたからという説明でした。その7つ目が下穂積公園です。ですから、これは初め計画になかったものを入れたわけです。

一つ一つ、本当はお聞きしたいところですが、時間がないので幾つか申し上げますと、下穂積と中切が仲よくなるためにと。どうして2つのために公園をつくるんですか。この金額が整備費と用地費で2億円ですよ、約4反の。どうして中切と下穂積のために2億円も使うんですか。もう公園があるんですから。1億4,000万円も使って、300メートルも離れていないところにつくりましたね。去年できました。また何で2億円もつくるんですか。これは地元でも言われています。

それから、300メートルも離れていない。両方とも中切になるわけなんですよ。穂積字野口。この狭いところになぜ2つか。そして、中切なのにどうして下穂積公園という名前なんでしょ

うか。意図があるとは思えません。仮称だと言われるでしょうけど、仮称とは書いてありませんから。大月は仮称と初めからずうっとつけてありますよね。仮称だったら、仮称中切公園にするべきじゃないですか。聞いていませんから、まだ。

それから、この地主の中に市長の後援会の方が見えますか。市長にお答えいただきますから。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） これにつきましては、21年の2月につくりました基本計画の中で、2,500平方メートルの街区公園を優先して整備すると。それも250メートルを誘致距離とするというような中で、具体的などの場所かということにつきましては、不足するところに地元の要望を受けて整備したいという中で6つ目、そして7つ目というふうな格好で整備に入ってきておるわけです。

大変恐縮なんですけど、その一覧表にありますのは、その地区がわかりやすいようにということで、例えば穂積野口だとかというふうに表示してございます。我々も大変、下穂積という言葉に冠をつけてお話ししてきたのが非常に誤解を招くようなことがあったかもしれないので、今後整備に当たっては、その場所、性質、特徴を含めて、呼び名を変えて整備を進めるように注意していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 後援会の方が入っているのか、地主に。お答えください。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） どの方を特定して言われているのか、ちょっとわかりませんので。

○3番（くまがいさちこ君） だから市長に聞いているんですよ。鹿野さんじゃわからないでしょう。

○都市整備部長（鹿野政和君） 地権者につきましては、ちょっと具体的に今、はかり知れないというふうでお答えさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） ですから市長に聞いているんですよ。時間を無駄に使わないでください。

○議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 後援会の方って、どなたのことかわかりませんが、多分おられないと思います。というのはなぜかと申しましたら、多分あそこは昔の畑地及び苗場地ですから、地主さんは何人もおられると思いますが、下穂積というテリトリーは割と道の東と西と分かれると

ころがございますので、多分おられないと思います。

それと同時に、私はそこまで深くかかわっておりませんので、率直なことを申し上げまして、非常にお答えできない部分がたくさんあると思います。本当に、余りそこまで、くまがい議員さんが思っておられるほど、私は深くかかわっておりません。以上、お答えとさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） 下穂積の方が何人も私に、あそこに公民館が建つんやね。敏明さんがそう言ったでと何人もの人から聞いたんですから、かかわってないという言い方はできないと思いますよ。

それから、ここに今2億円を使う必要があるんでしょうか。市長になってから、財政、財政、財政。そして、きのうの一般質問では確実に5,000万も使わない、公約のために。それを財政が厳しいので、そのままはやらないと。2億円を削ったらいかがですか。今から買うんですから。公約のほうが大事ですよ。

そして、地主も元市長や元部長が入っていると私は聞いています。選挙で御一緒だった方ですね。施設計画も、もう議員でしたね、市長も。平成23年からですから、4年前から出ていますよ、もう。小・中学校の校舎にお金がかかるからと。私たちの議員時代、これは本当に、私はこの場でも言ったことがあるんですけど、教育委員会の人丁寧な仕事でしたよね。何度も訂正のも下さったし、全部とおいたらこんなに厚くなりましたけど。私たちは生涯施設ですか、教育施設とか小・中学校の施設について、もう何年も前からこれだけお金がかかるということを聞いているんです。もう市長が議員だったときから、これは配られていますよね。今さら天井がおっこちてくるからとか、プールが何だとかだから公約はしませんということは言えないと思いますが、その点いかがですか。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 地権者の件につきましては、これはこの6月から市長さんになられたから、その地権者が急に入ったとか、そういうこともありませんし、地権者については市長さんが議員のころから既に確定しておったわけなんですので、意図的にその関係をどうのこうのということではないというふうに理解しております。

事業費につきましては、これも2011年の議員さんのほうへ、まだ構想段階ではありますけどこれぐらいかかるというのをお示ししているような状況で、一応私どもとしては計画をつくった段階で、1人当たりの公園の面積を27年度で6.3人にしようというところで進めてきたことでございますので、その計画にのっとって進めていきたいと考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） これは第2次総合計画の市民アンケートにも公園のつくり方が偏っているという意見がありますね。まさに偏っていると思いますよ。いかがですか。

この2億円はやめて、何度もおっしゃっていますね、税金の使い方、無駄にしない。ここにも書いてありますね。税を大切にをモットーに、フェアに誠実に税を生かすことを基本方針とします。2億円はやめるべきだと思いますが、いかがですか、市長。

鹿野さんは当てていませんから。無駄に時間を使うのはやめてください。

○議長（小川勝範君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 偏っているという御発言ですが、正直に言いまして、馬場生津地区は区画整理を行っておりますので、そちらに公園整備が偏っているというふうに私は理解しております。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

座って発言は許しません。

〔3番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 聞いていません。市長にお聞きしています。

中切に2カ所も、全部で7反近く公園をつくってくださるのは大変うれしいです、うちの周りですから。でも、私は2億円は使うべきじゃないと思いますよ。

このチラシのとおり、税は無駄にしない。必要じゃないんですから。やめたらいかがでしょうか。市長、お答えしてください。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まずはこの下穂積公園という名前ですね。このことにつきましても、以前から仮称にすべきだということは当然言ってきておりますし、それと同時にこれからの公園も、とにかく地域の名前を冠にするのはやめましょうと。なぜかと言ったら、子供さんたちにとってみたら、どこの公園も平等なんです。全く関係ないんです。ですから、子供さんたちにはどこの公園も一緒なんです。ですからこそ、地域の名前を冠にしましたら、やはりこのような論議になってしまう。もともとが今回の場合でも、ほかにも候補地はあったわけなんです。その中で、私が準備を進めておられる方々から聞いたときには、少しでも中切に近いところへ持っていかれたら、御一緒に結局この公園が使えるわけじゃないですかと。子供に境目はないですよと、自治会の境界はないですよと。そうなれば、少しでも多くの子供たち、その子供たちからきずなが生まれて、親も一緒にここの公園で動けるんじゃないですかと。私はそういったことを申し上げた覚えもあります。

それと同時に、このことにつきましては、地域の方々なりにそれなりの準備委員会か何かつ

くられたと思うんですよ。そんなことで動かれたと思います。そういったことも精査した上で、恐らく前堀市長さんがこれをオーケーなさったんだと思うんですが、私はそのような流れだったんじゃないかなと賜っております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） 聞いていないことに答えないでください。それは堀さんと私は癒着だと言っていましたから、新生クラブは。だから、市長はそこではしごを外されたと怒っていたわけですから。

もう 1 回読みますよ。税を生かす、税は市民の皆様が働いて得られた大切なお金を納付していただいております。使い道を真剣に考え、税を大切にをモットーに、フェアに誠実に税を生かすことを基本方針とします。2 億円はやめて、公約の実行。それからまだ 1 億 5,000 万残るわけですから、それに使われたらどうですか。このことを答えてください。

○議長（小川勝範君） 棚橋市長。

○市長（棚橋敏明君） 今どのような状態になっているか、私は率直なことを申し上げまして、まだ不勉強でございます。今状態として、先ほど鹿野部長が説明なさった段階なのか、それ以上進んでいるのか、進んでいないのか、その確認も当然でございます。今ここで発言することは、余りにもちょっと勉強不足な部分がございます、進捗状況について。ここでは控えさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） 私議員ですよ。予算は全部、議会に上がってくるんですから。まだ予算は全然上がっていないんですから。計画のところのお金を聞いて言っているんですから。だから、まだ間に合うんですよ。いかがですか。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 再度同じことになりますが、どのようになっている状態かとまず定かにすることが最初だと思いますので、その上にまた御回答させていただくということにさせていただきます。まだ、今時点では、例えばどの地権者の方がどうなっているとか、そういったことも全く私はわかっておりません。その状態でございますので、ここでの私がお話しすることはちょっと避けさせていただきまして、そんなことでお許しく下さいませ。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） 市長にはわからないんだと思います。または、わかっているけど 2 億円は使いたいと思っているのかもしれませんが、聞いていらっしゃる方にはわかると思

いますよ。執行部の方々も、はあと思っていらっしゃるでしょう。議員の皆さんも、私に賛成、反対するかは別として、一応わかったと思います。傍聴者の方もわかったでしょう。そういう話ですから、これでこれは打ち切ります。

もう1つ、今の話で言っておきますが、きのう、もう何度も聞きましたけど、サンシャインホールでも聞きまして、全国の市町の中で瑞穂市が1つ星に選ばれてというのは何度も売りにしていらっしゃいますが、これを話されるときは、どれだけそのトップリーダーとして責任があるかという話ですよ。違いますか。選ばれました、選ばれましたと全然関係ないんですよ。これだけ問題を抱えていて、選ばれましたと。来たら、緑はない、少ないと言いますね。教育も思ったようではないと。そういう方たちに責任があるわけですから、しっかりトップリーダーとして、もうやっぱり権力を握っちゃうと何でもできますからね、はっきり言って。2億円も使えます。やっぱり心して、フェアに誠実に市政をしていただきたいです。堀市政の10億円の陸上競技場みたいに……。

○議長（小川勝範君） くまがい議員、質問ですか。

○3番（くまがいさちこ君） 最後の締めくくりです、2の。

○議長（小川勝範君） もう1問、質問を。

○3番（くまがいさちこ君） ほかの人も言うじゃないですか、そういうことを。私だけ注意するのはやめてください。

○議長（小川勝範君） 質問をしてください。

○3番（くまがいさちこ君） 堀市長の10億円の陸上競技場のように命取りになりますよということを申し上げて、2番目を終わります。

3番目は10分しかありませんが、瑞穂市公共下水道事業計画についてです。

もうきょうまで、きのう、きょうと何人もの人が質問して答えられましたので、事業の現況はもうわかりましたので結構です。

通告の2. 見直す課題は何かと。それもその一端はわかりました。市長の今までの答えから、財政を見直している。シミュレーションを3カ所につくらせていると言われましたね。

それで、どういうシミュレーションなのか、全然ほかの議員さんが聞いても答えないので、一体財政の何を課題にしているのかがよくわかりません。全然わかりません。

課題を、本当にこれは大きな問題ですので、ちょっと並べますが、まず第1に財政ですね。財政が持つか。どういうやり方が安いのか。それから、汚水処理場候補地の問題。これは2つあると思います。1つは、よく言われる言葉でボタンの掛け違い、不信感ですね。これがずうっと尾を引いている。それから2つ目に水害対策への不安ですね。これは鬼怒川を見ている、特にこの処理場の方々は本当に、私も思いましたけどね、あれを見ている。処理場候補地の方の不安がわかる思いでした。この2つが処理場候補地の問題としてあります。3つ目に本田団

地をどうするか。緊急を要するところですね、要するに。それから4つ目に合併浄化槽の普及率の問題ですね。これが物すごい普及しているわけですから、接続率の問題にこれが直結します。それから、見直す場合にじゃあ単独槽をどうしていくのか。ちょっと順不同ですけども、全体の汚水、水質をどうするのか。市長も私も穂積の最南端に暮らしていて、本当に水が汚いです。うちは敷地の2カ所が用水路なんです。本当に汚いです。それから、そもそも合併浄化槽と集合処理の、これもシミュレーションが必要でしょう。

そして最後に、8つ目に申し上げますが、協働のまちづくりの観点から、これはどなたからもお聞きしませんが、そもそも瑞穂市まちづくり基本条例では、大きな事業をやるときには市民の意見を聞く方法まで全部書いてあります。今のところどういう方法で、ちょっと待ってください、ちょっと待ってくださいとなっているかといいますと、担当部署とそれから市長が、副市長さんも入っていますか、それぞれ個別に何か意見を言いたいという人と会っているんだと思います。その結果こうしますと言われても、余りに大きい問題で、私は今の下水道基本計画にもずうっと議員としてかかわってきましたが、ちゃんとやったんかと言われると、やりましたとはきっぱりとは言えない責任を感じております。

ですから、ここで提案をしたいんですが、これだけの問題、検討課題がある瑞穂市公共下水道事業計画のことを、協働のまちづくりの観点から、合意形成に向けて集中協議をしたらどうでしょうか。何と言ったらいいかわかんないので、ちょっと集中協議と言いますが、協議です。1対1でやらない。円卓会議みたいなもんですね。関係者に集まっていただいて、隣の議員会議室でできると思いますよ。公募も推進派も反対派も懸念派も団地の人も、当事者は全部呼んで、そして傍聴もできるようにして。それでないと、どういう結論を出しても立場が違いますから、考え方が。それぞれ真剣にまちのことを考えているから心配なんですよね。水害のこと、それから水質のこと、環境ですね。財政のこと。みんなが心配してこれだけ言うわけですよ。ただ、守備範囲が1人の人は狭いですから、ほぼ一堂に会して、集中的に協議をしたらどうでしょうか。こういう場をぜひ設けることを、集中的にです、提案しますが、いかがでしょうか。市長さん、お願いします。

○議長（小川勝範君） 梶浦環境水道部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） ただいまの御質問は多岐にわたりますので、簡潔にお答えをさせていただきます。

まず、本年4月に都市計画決定を定めてから月日も経過がしておらず、現在のところ施設計画の見直しを行うことは予定をしております。しかし、事業計画の策定によって、建設費などがより具体的になる部分もあることや、財政シミュレーションの仮定条件などを見直し、総合計画との整合性を含めまして、全体計画における財政シミュレーションの見直しを行っているところでございます。

また、それぞれの御意見がある方を一堂に会して意見交換会等を行ってはどうかという御意見でございますが、私ども事務局といたしましては、市民団体を初めとした公共下水道計画に対するいろいろな御意見はお伺いしております。それぞれの立場の方に御説明を今までも行っておりまして、まちづくり基本条例のできる前から、私どもは情報を提供し、その御意見もお伺いしてまいりました。公共下水道事業は、市街化区域においては都市計画法で少なくとも下水道を定めることとなっていることから、事業の賛否の討論を行うものではないと考えております。

下水道及び都市計画法によりますと、事業計画の策定にあつては、事前にそれぞれの意見を聞く機会を設け、事業計画の参考としていきたいと考えておりますので、今後その機会を設けていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3 番（くまがいさちこ君） 担当課のお話を聞いていると、このままほぼ行けるんだなというふうに思えるんです。でも、市長のこの3カ月間のお話を聞いていると、これはこのまま行かないんじゃないか、行くつもりがないのかなという気になっちゃうんです。ですから、関係者がみんな集まって集中協議の前に、ちょっと答弁をもうちょっと協議しておいてもらいたいなという思いがありますが、何で私に関係者で集中協議ですか、円卓会議をやったらどうかと言うのは、情報の共有が必要なんです。1人の人の守備範囲って本当に狭いです。議員さんも減らす傾向にありますけど、やっぱりお1人ずつの見方が違う、見る点が違うから、集まって、ああそうか、私はそういうところは弱いんだなあ、あの人はそういうことは勉強しているなとわかるんです。これは情報の共有ですね。

ここで1つだけ申し上げますが、下畑地域は災害について非常に恐れを持っているわけですね。こういうふうに国交省から出ているデータというか、資料があるんですが、国交省は犀川遊水地事業、内水処理計画ですね、これをやるので一緒に考えたいということをここで答弁がずうっとあったんですけども、この資料によりますと4つの大きい水害、昭和36年、49年、51年、平成16年を並べて、一番被害がひどかった昭和51年は異常に降水継続期間が長い豪雨であったから、これにはもう対応はできないから、2番目の昭和36年で犀川遊水地事業は対応すると言っているんですね。

私たちはこういうことを全然知らないわけです。だから、大丈夫じゃないかと思っちゃうんです。心配し過ぎじゃないかとか。でも、テレビでスーパー台風が来るとか、鬼怒川を見せられると、確かに51年にはもう対応しないと犀川遊水地の事業が言っているんですから、それは不安だろうなと立場がわかるんです、情報で。こういう意味から申し上げます。

1分16秒ありますので、やっぱり情報の共有という、それから協働のまちづくり。これから

みんなで話し合うという場を設けることについて、ちょっとお答えください。

○議長（小川勝範君） 梶浦部長。

○環境水道部長（梶浦 要君） ただいまの水害の状況でございますけれども、現在五六川改修工事にあわせまして、起証田川の改修工事も計画をされております。その中で、国が行う事業でございまして、今議員がおっしゃるとおり、昭和51年の雨量ではなしに、昭和36年の雨量を適用した排水機を設置することとなっております。

これには、下流のいわゆる長良川及び犀川遊水地の降雨確率から持ってきたものでございまして、そこだけを安全度を上げて、下流域の受け皿のほうがもたないということになりますので、その整合性を図られたものと考えております。

○議長（小川勝範君） 以上でくまがいさちこ君の質問を終わります。

なお、くまがいさちこ君の質問中に資料の配付請求がございましたが、配付する前に休憩を求めて配付をしていないと時間をとめるわけにいきませんので、御理解をしていただきたいと思います。

○3番（くまがいさちこ君） 私から変えないでください。今までそんなことをやったことはないので、いんですから。

散会の宣告

○議長（小川勝範君） 以上で、本日予定していました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午後2時55分

